

Ⅳ インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりに 重視すべき内容（グランドデザイン）

インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりに重視すべき内容の整理に当たっては、地域（市町村）の体制づくりにより、各学校における子どもへの教育的支援がどのように変わっていくことを望むのか、そのためのビジョンを持ち、具体的な取組の方向性がみえる内容とすることを意識してまとめた。

前年度に体制づくりの現状と課題について検討した8つの視点を見直し、研究協力機関等の取組に関する情報収集や、研究協議会における協議、意見交換等を参考に、研究メンバーによる議論を重ね、体制づくりに重視すべき内容について、以下に示す8視点34項目で整理を行った。

「行政の組織運営」については、構想や未来像となるビジョンがあった上で施策や事業に取り組まれることから、「行政の組織運営に関すること」の前に「インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン」を内容として設けた。

「早期相談・支援体制の整備」と「就学相談、就学先決定の仕組み」については、それぞれ「乳幼児期からの早期支援体制に関すること」と「就学相談・就学先決定に関すること」とした。

体制づくりにより、各学校における子どもへの教育的支援がどのように変わることを期待するかという視点では、「個別の指導計画、個別的教育支援計画」と具体的なツールを示していたものを、「各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること」とした。

また、「多様な学びの場・交流及び共同学習」と「地域資源の活用」については、いずれも学校が地域の資源をどう活用するかという視点であることから、併せて「地域資源の活用による教育の充実に関すること」とした。

「教育の専門性」についてはそのまま「教育の専門性に関すること」とし、「支援の連続性」については、他の内容とも重なる要素があるため、新たに「社会基盤の形成に関すること」とし、地域住民への理解啓発を意図した項目を追加した。

全国のどの地域（市町村）においても等しく取り組むべきもの（ナショナルミニマム）のグランドデザインとしてまとめることで、今後のインクルーシブ教育システムの構築に向けた体制づくりに資することを目的としている。但し、人口規模や社会資源の状況など地域により実情は異なることから、8つの視点の内容のすべてに取り組むべきものとするのではなく、地域の実情に応じて、特に必要な内容について重点的に取り組むという活用の仕方もあると考えている。

8つの視点にはそれぞれ具体的な下位項目を設け、項目の＜解説＞、項目の内容がうまく＜機能するために＞考えられる人材やツール、仕組み等、そして、地域事例の＜参考となる取組＞の3点でまとめている。

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

- (1) 地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。
- (2) 学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。
- (3) 体制づくりの取組に関する評価の観点が明確にされている。

2. 行政の組織運営に関すること

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。
- (2) 行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。
- (3) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。
- (4) わかりやすい仕組みが整備されている。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

- (1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。
- (2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。
- (3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。
- (4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。
- (5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

- (1) 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている。
- (2) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。
- (3) 就学時健診の目的・役割とそれまでの相談体制が確立している。
- (4) 保育所・幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。
- (5) 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

5. 各学校における合理的配慮、基礎的環境整備への支援の取組に関すること

- (1) 合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。
- (2) 地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。
- (3) 地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。
- (4) 地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。
- (5) 専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。
- (6) 地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

- (1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に

実施されている。

- (2) 学校間連携等の域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。
- (3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。
- (4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。
- (5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

7. 教育の専門性に関すること

- (1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。
- (2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。
- (3) 専門職員、支援員の採用を含み、教職員人事が効果的に配置されている。

8. 社会基盤の形成に関すること

- (1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。
- (2) 生涯にわたりいつでもサポートを受けられる体制が確立されている。
- (3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

1. インクルーシブ教育システム構築に向けてのビジョン

インクルーシブ教育システムの構築を考える場合、施策を推進する教育委員会と実際に教育を行う学校とが共通した目標や方針、すなわち一貫性のあるビジョン（構想・未来像・方針など）に基づいて取り組むことが必要である。特に、各自治体がこれまで推進してきた特別支援教育の体制や機能を有効に活用するためにも地域としてのビジョンを明確にすることが重要である。

地域で学ぶ子どもたちに対し、障害のある子どもも障害のない子どもも共に学ぶ共生社会の具現化に向けたビジョンを考えることが大切であり、また、出生から就労後まで生涯にわたり支えていくという視点が重要である。生涯にわたる一貫した支援を実現するためには、ライフステージ間をスムーズに移行していくことが望まれる。保健、医療、福祉、労働等の関係機関と教育機関との連携は不可欠であり、連携を強化していくためには、教育としてのビジョンを明確にし、具体的な連携の在り方を構築していくことが必要である。

これらを踏まえ、インクルーシブ教育システム構築に向けたビジョンを策定し施策として実現していく場合、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルがうまく機能していくように考えていきたい。

インクルーシブ教育システム構築に向けたビジョンに関しては、以下の3つの内容で整理している。

- （1）地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。
- （2）学校や地域社会にとって具体的で実現可能な取組となっている。
- （3）体制づくりの取組に関する評価の視点が明確にされている。

1-（1）地域の現状を把握した上でシステム構築に向けて目指しているものがある。

<解説>

インクルーシブ教育システムの構築に向けて目指すもの、すなわちビジョンを策定する場合、地域の現状を把握する必要がある。

地域の現状を把握するとは、子どもへの支援や教育の実際とそのシステムの状況、支援や指導を担当する者が抱えている問題点などを明らかにすることである。このような地域の現状を把握する方法としては、まず、行政サービスや教育資源の活用状況をおさえておく必要がある。例えば、校長会や園長会からの意見収集により園・小・中学校の現状や支援システムへの要望を把握すること、園・学校への巡回による教育相談等を行っている担当者から支援の実情を得ることなども挙げられる。また、教育委員会等の行政関係者が学校等を訪問して、学校経営や校内体制、授業の実際等に関する情報を収集することも挙げられる。市区町村内における特別支援教育に関する関係者会議（特別支援教育連携協議会など）の場を通して、関係者から意見や情報を収集することも重要である。現状把握の方法については、人口規模が似た市区町村の取組を参考にすることも考えられる。

次に、地域内で一貫した支援体制を推進するためには、ビジョンの共有が必要である。ビジョンには、教育委員会等の政策担当が作成するもの、指導担当が作成するもの（学校教育指導の重点などのリーフレットや冊子）等が挙げられるが、地域内の学校がこれらを踏まえて学校経営を行っていることが重要である。

<機能するために>

- ・地域の現状を把握するための観点が明らかになっている。

（例えば、学校・園の実情に関すること、学校・園を支援している担当者が把握する現状に関すること、関係機関や関係者が把握する現状に関することなど）

- ・地域の現状を把握する方法が明らかになっている。

（例えば、数値による把握、情報収集のための会議等の活用など）

- ・ビジョンを共有するための方法や場が明らかになっている。

（例えば、管理職の会議、関係部局の各担当者の定期的な情報交換など）

1-（2）学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとなっている。

<解説>

学校や地域社会にとって具体的で実現可能なものとするためには、まず、ビジョンが誰にとってもわかりやすいこと、示されたビジョンを実現するための目標や計画が具体的に示され進捗状況がわかりやすいこと、学校や地域が何をすればよいのかがわかりやすいことが必要である。

次に、本人・保護者や学校等、システムを利用する立場から見て、手続きや支援の流れがわかりやすいことが挙げられる。また、システムを利用する点を踏まえると、窓口が一本化している、或いは窓口が複数あっても、本人や保護者等が受けられる支援の内容や質に偏りが生じないよう、関係部局等が連携し合っていることが重要である。

そして、システムという立場から見て、担当者が代わっても継続した支援を維持することができることも重要である。早期からの一貫した支援システムにおいては、教育の他、保健・福祉など複数の機関にまたがるシステムであったり、連携した取組が行われたりするが、支援される側にとって、場所や支援者が変更することにあまり抵抗が感じられないようになっている仕組みであることが望ましい。

<機能するために>

- ・短期間で実現を図っていくものと、中長期期間で実現していくものと段階的、計画的なビジョンが示されている。
- ・ビジョンが、リーフレットや冊子或いはウェブサイト等に掲載され、学校関係者や市民に周知されている。

1-（3）体制づくりの取組に関する評価の視点が明確にされている。

＜解説＞

体制づくりの取組を評価し、より適切な地域のシステムにしていくためには、何を以て「ビジョンが達成された」と評価するかを、明確にしておくことが重要である。

行政施策としての数値目標の達成等を掲げる評価、状態の改善などの質的な評価など様々な視点から評価する。できるだけ誰もがわかりやすい客観性のある評価方法を工夫するようにしたい。

例えば、地域の幼稚園や保育所、学校等への「巡回訪問」の取組を評価する場合、訪問先と回数、相談或いは支援した内容（研修会の講師、事例検討会の助言等）などを教育委員会が年度毎に把握しておくことが考えられる。訪問先と回数の実績数から、巡回訪問の定着或いは必要としている学びの場を把握することができる。また、訪問先と相談或いは支援した内容の実績から、学びの場毎に必要としている支援内容を把握することもできる。さらに、相談或は支援した内容別の訪問実績数の推移をみることで、それぞれの学びの場が求める支援内容の変容を把握することも考えられる。

一方、巡回訪問を利用する園・学校の特別支援教育コーディネーターの研修会、巡回訪問を委嘱されている教員の会議（打合会、研修会など）を利用して、実際の様子を把握することも重要である。園・学校側が捉えている現状と課題、巡回訪問担当教員が捉えている園・学校の現状と課題を把握しておくことで、数値に基づいた評価と質的な評価が実現され则认为。

さらに、このような評価で得られた結果は、教育委員会内での検討の他、特別支援教育関係者による会議等における協議を通して検討するなど、評価結果を検討する機能を持たせることも重要である。

＜機能するために＞

- ・体制づくりの取組を評価する視点に客観性があり、誰もがわかりやすい。
- ・評価するだけに終わらず、結果が次に生かせる評価方法を工夫する。
- ・体制づくりに関する進行管理と評価機能を担う組織がある。

2. 行政の組織運営に関すること

平成 24 年 7 月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることの重要性が指摘されている。この報告において、医療、保健、福祉、労働等との連携の強化が示されているとおり、各自治体における関係部局が連携した組織運営に期待される役割は大きい。

各自治体では、各部局が連携し、PDCA のマネジメントサイクルによって、地域の実情を踏まえて、インクルーシブ教育の推進が図られることとなる。

行政の組織運営に関することは、以下の 4 つの内容で整理している。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。
- (2) 行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。
- (3) インクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する検討会議等が設けられている。
- (4) わかりやすい仕組みが整備されている

２ - （１）医療，保健，福祉，教育，労働等の関係部局が連携した施策展開が図られている。

＜解説＞

インクルーシブ教育システム構築では、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局が連携した施策展開が欠かせない。特に自治体内部の関係部局をまたいで施策展開が行われることから、早期から成人期まで支援をつなげていくことを意図的に工夫していく必要がある。自治体内部の関係部局の連携に際しては、各自治体が掲げたミッション・ビジョン、教育計画等の目的・目標の達成に向け、関係機関の役割等の調整、部局間の協働を調整する機関、委員会等の仕組みが必要となる。このような会議では、どのようなメンバーを集めるのかも重要な要素となる。例えば、学識経験者、当事者や親の会、関係部局の担当者などをどのくらい集めるのかも検討される必要がある。また、福祉や労働と話すときに同じ視点で見ることができているのかという問題がある。この視点の違いを意識して連携を考える必要がある。

また、検討会議等では、決定された事項がそれぞれの関係機関においてどのように実行され、評価されるのかを把握しておく必要がある。

＜機能するために＞

- ・ 具体的な連携の在り方として、分担、共同、協力、連絡や引き継ぎをするなど、横断的な連携協力を行う。
- ・ 対象となる子どものライフステージに応じた関係部局連携による施策の展開、情報の共有化を重視する。
- ・ 意見や情報の交換、相互理解に関する関係者の会議において、点在する情報を集める。
- ・ 各施策の進捗と目標の達成状況に関することについて部局間で情報を共有化する。

２ - （２）行政施策に関する進捗管理の統括部門が設けられている。

＜解説＞

教育における行政施策の進捗管理の統括は、主として教育委員会が行っている。行政施策の進捗にかかる情報をまとめ、価値判断し、次の施策に生かしていくことが求められており、各自治体において様々な工夫がなされている。

進捗管理を統括するためには、目標の達成状況を測るための情報収集が欠かせない。特に、教育長と教育委員会において特別支援教育を担当している指導主事との情報交換を密に行い、施策の決定に役立つようにしていく必要がある。

情報交換のみに終始しないよう検討の会議を工夫するとともに、会議での決定事項が、特別支援教育、インクルーシブ教育の充実に向けられたものであるのか、他の枠組み、より上位の枠組みにどの程度、反映できるか、介入できるかも検討していく必要がある。

＜機能するために＞

- ・ 目標達成の進捗にかかる情報を収集する。
- ・ 各関係機関がそれぞれに保有する情報を収集する。
- ・ 得られた情報に価値づけをする。
- ・ 価値づけによって組織等の見直し、目標の練り直し等を行う。
- ・ 必要に応じて機関間を結ぶ役割を行う。

２－（３）インクルーシブ教育システムや特別支援教育の関する検討会議等が設けられている。

<解説>

インクルーシブ教育システムを推進していくためには、都道府県レベル、市区町村レベル、学校レベルといった階層構造で体制が構築されていく必要があり、実情に合わせて自治体をまたいだ検討会議等が設定されることにもなる。この検討会議では、自治体をまたいだ行政施策の進捗にかかる情報をまとめ、価値判断し、必要な情報を次の施策に生かしていくための検討を行うことが目的となる。

検討会議には、現状把握のための情報共有を目的とした会議もあれば、何かを作り上げていく、行政施策を展開することを目的とした会議もある。

このような会議において、何を話題にするのかは重要な要素となる。例えば、特別支援教育の現状と課題をそれぞれの立場で話してもらう（現状把握のための情報収集、施策の評価）ことや自治体が行う特別支援教育のビジョンや施策に対する意見をもらうなどの内容が考えられる。

留意する点として、検討会議の目的、検討内容の説明・例示をするなどして、検討会議メンバーとしての立場を踏まえた検討が進められるようにしていく必要がある。

<機能するために>

- ・会議での決定事項が、特別支援教育、インクルーシブ教育の充実に向けられたものであるのか、他の枠組み、より上位の枠組みにどの程度、反映できるか、介入できるかも検討する。
- ・検討された内容が具体的な特別支援教育、インクルーシブ教育と関連の深い機関、事業等との関連付けを行う。

2 - (4) わかりやすい仕組みが整備されている

＜解説＞

利用者にとっての利便性を高めることも重要な役割となる。利用者による情報収集、利用者からの評価は、体制づくりを検討するための重要な要素である。例えば、窓口を一本化する、窓口が複数あってもルートをたどれば、等質の支援が受けられる仕組みなどである。

インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりにおいては、関係部局間が連携した取組を進めることから、行政の仕組みも部局で明確な役割分担がなされている状況よりも複雑なものになる可能性もある。利用者の視点からわかりやすい仕組みが整備されていることが重要となる。

わかりやすい仕組みや、あるとよい人・物・事柄などについて検討するに当たっては、利用者による評価、情報収集を工夫する必要がある。

＜機能するために＞

- ・利用者の視点から考え、地域における身近な行政機関である。
- ・保護者をはじめ、子どもにかかわるすべての人に対する相談に応じられる。
- ・適切な支援へつなげる総合的な窓口がある。
- ・関係機関の連携体制・ネットワークが有効に機能している。
- ・利用者（本人、保護者、園や学校など）の立場から、わかりやすさや利用のしやすさが考えられている。

3. 乳幼児期からの早期支援体制に関すること

特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対する一貫した支援を実現するためには、地域における早期支援体制の確立が重要である。疾病や障害によっては、乳幼児期に確定診断することが困難なものもあるが、早期からのかかわりによって疾病や障害の可能性に気づくことはでき、早期から支援を行うことは可能である。特に、乳幼児期は、育児の困難さへの支援や疾病や障害の告知後の支援など、保護者への支援が大切である。

また、乳幼児期には、母子保健、児童福祉、障害福祉、医療、教育など、多数の機関が親子にかかわりを持っている。各地域においては、それぞれの機関が果たす役割を明確にすることとともに、各機関が密接な連携を行うことが重要である。

ここでは、就学前における早期支援体制に関して以下の5つの内容で整理している。

(1) 出生後から就学まで相談支援体制が確立している。

①就学前の早期支援体制の概略

②保健機関の役割－乳幼児健康診査のシステムとフォローアップの仕組み等－

③福祉領域の支援システム

(2) 子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている。

①妊娠中からの情報提供など保護者に対する子育て支援が確立している

②保護者の気づきを支援につなげる体制が確立している

(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている。

(4) 支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている。

(5) 情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている。

3-（１）出生後から就学まで相談支援体制が確立している

<解説>

① 就学前の早期支援体制の概略

就学前の早期支援体制及び就学後の連携を考えると、医療、保健、福祉のそれぞれの機能と役割に加えて、相互の関係を含める全体的な行政システムについての理解が必要である。また、早期支援には、保健・医療機関の早期の診断や発見だけでなく、相談体制の構築も重要である。各地域でのシステムに関する情報を把握することで、就学前から就学後までの連続した支援に生かされる。

就学前の早期支援体制を考える場合の法的な根拠として、母子保健法、児童福祉法と関連する障害に関する種々の法律（障害者基本法、発達障害者支援法等）がある。保健、福祉のサービス或いは支援は法的な根拠に基づくが、市区町村内で整備されている場合と、より広域での整備の場合があり、それぞれ地域の特徴がある。例えば、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や乳幼児健康診査などの保健サービスは、それぞれの市区町村の保健センター等で、ほぼ全国的に等しく実施されており、事務的な福祉サービス（障害に関する手帳発行等）も等しく提供される。しかしながら、医療圏・福祉圏域は市区町村を超えて設定されることもあり、医療機関や児童福祉施設については市区町村内で利用ができない場合もある。このように、それぞれの地域のシステムと内容についての理解が必要となる。

② 医療機関の役割と連携

出生時又は新生児期に、すでに疾病や障害の診断を受けている場合には、必要な医療が提供されるだけでなく、保健や福祉機関との連携が行われており、就学時には教育機関への助言・指導なども行っている。また、保護者が受診する場合だけではなく、保健機関でのスクリーニングや保育・教育関係者からの紹介などで、疾病や障害の診断及び治療、或いは保育や教育上の助言・指導なども提供されている。医療機関からの助言・指導は、就学前から就学後の教育現場における支援に役立つので、それぞれの地域にある医療機関の分布や専門性などを把握することが重要となる。なお、指導内容については、保護者の同意を得ながら情報を共有することが必要である。

③ 保健機関の役割～乳幼児健康診査のシステムとフォローアップ（各種）の仕組み等

保健機関で実施している乳幼児の健康診査で、疾病や障害の早期発見システムの内容が重要となるが、健診を支えるシステムとして、保健機関によるフォローアップや後送機関（医療や福祉機関）への紹介等、地域に応じた体制となっている。

健診当日に、健康や一時指導の判定で終了する以外に、フォローアップや精密診査が必要と判定され、保健機関でのフォローアップ（健診や教室等）と、診断と治療を目的に地域の医療圏にある専門医療機関へ紹介するシステムが整備されている。一方、療育などの福祉機関へは、保健機関と医療機関（診断後）から紹介されるが、地域により、

児童相談所や保健機関で判定する結果で紹介される場合もある。地域により名称や役割は様々であるが、保健機関によるフォローアップ健診や教室は、判断を保留する場合、様々な理由で経過を見る場合以外に、発育・発達などを専門とする医師や臨床心理士などが従事することから身近な相談として利用できる。また、就学前から学校等の情報提供を行うこともできるので、日頃より教育機関とも連携することが望まれる。

健診に関する話題では、5歳児健診・相談等に関連して教育委員会との連携を行っている地域がある。情報共有をしながら、健診や健診後の相談に協力する場合（判定や健診時の相談）、フォローアップ教室などに協力する場合（個人への支援等）、或いは地域巡回に協力する場合（保育所や幼稚園などの機関支援）等がある。この5歳児健診・相談等は法定健診ではなく、各地域独自で様々な取組が展開されているが、就学時の相談に早く情報を把握できるので、就学後の学籍や支援相談体制を考えると「総合的な判断」を行う場合にも、重要な役割を担うこととなる。

なお、疾病や発達について、従来から地域では保健機関がコーディネート機能を発揮している。家庭訪問、保育所・幼稚園訪問等も含めて保護者への支援（子育てを含む）や保健機関単独或いは福祉機関との連携で、グループによる相談・支援なども行っているが、明らかな障害認定がなされていない子どもも対象とすることができる。保健機関の役割を早期発見（スクリーニングなど）という短絡的に考えずに、連携を行う機関として位置づけて、地域の事情を把握する必要がある。特に、保護者支援や医療機関との連携を保健機関が行えることが多い。保健機関の相談体制や窓口の情報だけではなく、具体的に、定期的な連携会議等も必要であり、実際に行われている地域もみられる。今後、学校での合理的配慮を考える場合に、学校保健とも連携が必要であるので、一つの重要な機関としての理解をしたい。

④ 福祉機関の役割

児童福祉法による保育所及び児童発達支援センターと児童発達支援事業の利用が就学前の早期支援に重要となるが、ここでは、後者の支援について述べる。

従来の障害種別であった通所支援が、平成24年4月の児童福祉法の改正により児童発達支援センターと児童発達支援事業としてすべての障害に対応できるようになった。それぞれの市区町村で整備されている状況が異なるので、地域の事情を十分に把握することが必要である。就学前から就学相談、就学後を通しての支援を考えると、これらの機関との連携が必要であるので、教員研修等で制度の周知が必要であろう。また、従来、児童相談所等の判定による措置制度から、必要なサービスを利用するという制度設計で、利用に際しては障害児支援利用計画が必要であり、相談支援事業所が作成することになる。この支援利用計画については、就学相談或いは就学後の個別の教育支援計画作成の参考になるので、保護者の同意を得て情報共有することで障害のある子どもへの総合的な支援に役立つことになる。児童福祉法改正に合わせて、厚生労働省と文部科学省が連名で事務連絡を出している（児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進

について（平成 24 年 4 月 18 日）。

福祉領域のサービスは、障害や疾病があると自動的に提供されるわけではなく、利用者による申請と行政による判定等の手続きが必要である。そのために、利用できるサービスを利用できていない例もある。保健と福祉の連携が進んでいる地域では、早期発見・早期支援体制の構築及び連携システムの構築が比較的容易であり、就学後に教育機関に対する保健・福祉サービスに関する情報提供も比較的整っている。また、法的には児童福祉法に統一されたが、従来の対応と専門性ゆえに行政の児童福祉窓口は、現時点では、保育と障害福祉の部門が異なることが多いので、地域の状況を知るように留意したい。保育の必要性の基準と障害児に対する支援の基準は異なるが、子どもの成長を見据えて連携を考えると、法律の趣旨からも、今後は一元的な対応も必要になると思われる。

＜機能するために＞

○就学前に相談や支援などで下記の機関が機能し、連携ができています。

- ・行政機関；サービス利用の窓口（手帳などの発行も含む）がある。
- ・保健機関；保健センター等、健診の担当と相談の担当等がある。
- ・保育機関および教育機関；子どもが通所や通園するだけでなく、子育て相談機能も有する。
- ・児童発達支援センターと児童発達支援事業（児童福祉施設）が整備されている。
- ・児童相談所、発達障害者支援センター（都道府県設置）が、支援する専門機関として機能している。

○就学前の子どもたちに関わる職種が障害を理解して、相談支援を行っている

- ・保健機関；保健師や医師、心理士等の専門職が必要に応じて相談・支援を行う。
- ・児童福祉機関や教育機関；比較的長時間にわたり、子どもに関わる保育士や幼稚園教諭等が障害に対応できる。
- ・医療機関：医師、保健師、看護師、心理士等は、障害の診断（判定）・検査を担う。
- ・行政の福祉担当；事務職（社会福祉士、ケースワーカーを含む）が障害に対応できる。
- ・児童福祉施設（児童発達支援センター、児童支援事業）；理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以上、医療職）、保育士、心理士、指導員、ケースワーカー等が障害に対応できる。
- ・児童相談所；児童心理司、児童福祉司、ケースワーカー、教員（教育センター併置の場合）が障害に対応できる。
- ・児童養護施設；施設職員、指導員等が障害に対応できる。

コラム【乳幼児健康診査と母子健康手帳】

疾病や障害の早期発見に有用である乳幼児健診は、母子保健法に基づいて実施されており、1歳6か月児健診と3歳児健診は全市区町村で実施されている。乳児健診は、市区町村により実施方法や実施時期が異なり、直営の集団健診は3～4か月児を対象に実施されることが多く、医療機関に委託して行う個別健診は、新生児、6～7または10～11か月児を対象に実施している市区町村が多い。集団方式と個別方式は、それぞれメリットとデメリットがあるので、各地域の特徴の把握が必要である。なお、発達障害の早期発見を主たる目的としている5歳児健診は、法定健診ではないが、一部の市区町村が、健診或いは相談等を独自で実施している。

保健領域は、全数を対象としたサービス提供が基本であり、全数把握を目標としている。この点、教育全般のシステムに通じるところがある。しかしながら、教育とは管轄部署が異なるので、多くの地方公共団体では、保健部署が把握している情報を教育機関に直接提供できるシステムは少ない。これについては、今後、保護者の同意を得て提供が可能となることも予想される。また、行政機関の統合などによる情報共有の方法も報告されている。

法定健診は母子健康手帳を基本とするが、その内容は、子どもの発育・発達をすべて網羅しているわけではなく、母子健康手帳の項目だけでは不十分なこともあり、それぞれの地域により重要とする内容を踏まえて独自の問診票や診査票が作成され実施している。実施する市区町村が、何をターゲットにするかによって選択項目が異なる。実施方法や内容も様々であり、実施要領だけでなく、実施マニュアルを作成している市もある。健診の基本となる母子健康手帳は、必ずしも発達障害を明確に意識していないので、別途、支援ファイルなどを作成している地域も多く、今後の課題でもあろう。

なお、母子健康手帳は市区町村が独自で追加できるので、20歳までの記入ができるような工夫や新たな内容を加えている場合もある。母子健康手帳についても、確認をすると有益な情報を得ることができる場合もある。

コラム【児童福祉法等に関連する内容の概略と放課後児童対策について】

児童福祉法には、保育や児童発達支援センター等の児童福祉サービス、小児慢性特定疾病の医療費助成等、児童の健全育成に必要な様々な内容が含まれている。

平成 24 年 4 月の児童福祉法及び自立支援法（平成 26 年 4 月の再改正により総合支援法）の改正により、通所による児童福祉サービスが市町村の管轄となり、従来の障害別による療育施設から障害すべてに対応できる「児童発達支援センター」になった。入所については従来通り、都道府県の管轄となる。児童発達支援センターは、職員の配置基準から福祉型と医療型に分かれ、従来の肢体不自由児通所施設等の多くは医療型、知的障害児通所施設の多くは福祉型となった。児童発達支援センターは地域支援が努力義務とされ、圏域の保育所等（学校も含む）での支援も行える。また、従来の児童デイサービスについては、放課後等デイサービスも含めて、「児童発達支援事業」となった。

なお、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年 8 月）以降、発達障害も上記の児童発達支援センターを利用できるようになった。児童発達支援センターは市町村又は福祉圏域で、人口 10 万人程度で 1 か所の整備が想定されている。一方、児童発達支援事業は、より身近なサービスとして、同じ福祉圏域に複数個所の整備を想定している。特に、放課後等デイサービスの拡充により、就学後も福祉サービスを利用できるシステムであるので、この利用者は年々増えており、就学後の障害児に対する支援が強化されることになった。

関連して、平成 26 年 7 月 31 日の文部科学省と厚生労働省の連名で「放課後子ども総合プランについて」について通知がされた。その中で「放課後子ども教室」【文部科学省】は、すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組であり、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」【厚生労働省】は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する取組である。前者は「すべての子ども」を対象にするので、障害児を含めると考えられる。後者は、障害児を受け入れる場合に補助金の加算がある。また、実施する地方公共団体は設置基準など条例による対応が求められており、その中で、「放課後児童支援員」としての要件を定め、認定研修による場合の知識として、子どもの発達等についての基礎知識では「障害のある子どもの理解の基礎」、放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方では「障害のある子どもの育成支援」を掲げている。放課後等デイサービスを含めて、広く障害のある子どもの放課後対策の制度はできているが、地域における実施状況等の情報収集が必要となる。

コラム【保健師について】

ここでは、教育や福祉との連携で、地域のキーパーソンとなる保健師について補足する。

保健師は、乳幼児健康診査に従事するだけでなく、地域の訪問ができるので、地域でコーディネーターとしても活躍している。最近では、その専門性を生かして福祉分野に配属される例も増えている。他機関との連携についても積極的に行っており、就学前では、保育所や幼稚園、児童福祉施設、あるいは、重篤な事案が多い児童相談所や各地域の福祉担当者との連携、医療についても知識を有しているので医療機関とも連携を行っている。また、乳幼児健診で全数把握に重要な未受診児のフォローアップなど、児童虐待予防や防止の取組も行っている。重要な点は、個々のケースの支援だけではなく、地域全体を把握している職種であること、また、早期発見（スクリーニング）のみが保健機関の役割ではないが、予防的＝公衆衛生的な見地からの取組も行っている。

保健師との連携の方法は、地域によるが様々な方法がある。連携会議で他職種との事例の検討や情報交換を行っている例が多いが、担当する事例について、ピンポイントで関係する機関・人との調整を行っている場合もある。最近の課題は、乳幼児だけではなく、地域住民すべての対人サービスとなる多くの業務を担うために、乳幼児への支援の程度は各地域の実情は様々である。また、都市部では、マンション型の住居が多いために、訪問に苦勞する例もあり、児童虐待などの対応にも困難を極めている。また、保健師の養成機関が増えているので、保健現場での実習が相対的に少なくなり、就労後、専門性向上に向けた研修などの対策が必要であろう。

今後、就学後の学校保健との連携などを考慮すると、地域というキーワードで新たに重要な役割を担う職種であると予想される。

3-（2）子育て支援の中に発達を支援する内容が含まれている

<解説>

①妊娠中からの情報提供など保護者に対する子育て支援が確立している

妊娠がわかったとき、嬉しい気持ちと同時に、不安な気持ちも同じくらい押し寄せる。また、健やかで穏やかな妊娠期間を過ごすことへの支援も重要である。その際、それぞれの自治体で、出産後も同様に支援がなされ、安心して子育てができるといった姿勢が保護者に伝わるとよい。連続した支援の出発点として、母子健康手帳交付時に、保健師等が時間をかけて説明したり相談に応じたりしている。母子健康手帳の中に含まれる「相談機関一覧」とともに、保健師等のスタッフの顔が見えるのは、保護者を安心させる要素であろう。

妊娠定期健診が開始されてからは医療機関とのつながりが深くなる。ここでも信頼できる医療機関とのつながりが不可欠である、また、妊婦教室でも、今では保健機関での役割が減り、医療機関にいる助産師が担うことが多い。内容（得意分野）によって、医療と福祉が連携できると好ましい。

各自治体が主催する妊娠中の講座についても、母親の出産に向けての心構え等を対象にしたものだけでなく、夫婦で産み、育てるものとして、父親も対象とした講座（プレパパ講座、妊婦体験等）も企画されている。出産は母親だけの仕事ではなく、父親、さらには取り巻く家族を対象にしたバラエティーに富む講座の企画も期待されるところである。

子育てに対する情報提供は随分となされるようになったが、例えば、妊娠中に、胎児に障害があると判明することもある。大切なのは、そういう場合でも「（地域の）医療として、また福祉や教育としても、大切な赤ちゃん、子どもを育てていく環境が整っていますよ。皆で一緒に育てていきましょう」といったことが、保護者にきちんと伝わっていくことである。過剰な懸念を抱かせる必要はないが、保護者が知らない（情報が足りない）ことで不安を助長させることは避けなくてはならない。

②保護者の気づきを支援につなげる体制が確立している

重要なのは、気づきが促されてからのフォロー体制である。保護者にとって「支援が必要であることを早く気づいてよかった（気づいてもらってよかった）」と思えるようにしなくてはならない。そのためには、「相談窓口が整備され、利用されやすいものになっているか（例えば、窓口の一本化）」「相談体制と支援体制の統合」「最初に相談した窓口から必要な関係機関につなげられるネットワーク体制」「様々な家族の状況を考慮しながら、テラーメイドの支援を提案・提供できる体制」「有効な地域子育て支援センターの存在」などが重要である。

また、保護者以外で、ほぼ毎日子どもと関わる存在として保育士、幼稚園教諭の存在も気づきにおいては重要である。保護者が信頼を寄せることのできる保育所や幼稚園等

であることが前提であるが、その上で、保育士、幼稚園教諭自身の気づきや、保護者の気づきを促すための専門性も欠かせない。保育士や幼稚園教諭が、カウンセリングマインドはもちろんであるが、気づきの視点、就学後を見据えた現時点での支援のポイントが理解・把握できるよう、例えば研修の機会を確保する等の環境整備も重要である。

保護者が子育てをしていく場、地域を意識した取組も重要である。生後まもなく「こんにちは赤ちゃん事業」の一環で保健師等が家庭訪問をするが、そうした保健師等とのつながりを継続し、時間経過とともに子どもと一緒に見ていける第三者の存在も有用である。自分から出向いて相談にいくことが難しい保護者もいよう。その場合は、家庭訪問や電話相談という機会を捉えて、心理的にも相談しやすい環境づくり、また家庭内の環境もみながら具体的なアドバイスが可能になると思われる。

さらに、核家族化が進む中、地域でつながることができるようなサークル等の開設も有効であろう。子を持つ親同士のつながりや相互の助け合い、気持ちの共有は非常に有効であると思われる。そうした安心できるサークルの場に、時に専門家を招いての相談の機会も導入するなどして、気軽な相談体制・その後の支援体制を構築していくことが重要である。

＜機能するために＞

- ・保護者に対して、妊娠中から、出産後の支援に関する情報提供がなされており、その中には障害のある子どもへの支援も含まれている。
- ・父親も含め、家族全体で子どもの成長を見守る意識を持つための講座等、啓発活動がなされている。
- ・保護者が育児に不安を感じたとき、気軽に相談ができる窓口が明確になっている。そこでは、保護者の思いや願いを尊重し、ニーズに応じた対応がなされている。
- ・地域子育て支援センターや保護者同士が地域でつながることができるようなサークル等が開設されており、必要に応じて専門家の助言が受けられるようになっている。
- ・地域子育て支援センターと母子保健担当等が連携し、親子が必要な支援が受けられるようになっている。
- ・相談支援ファイルやサポートファイルなど、親子の情報や相談記録が適切に伝わるための情報・相談ツールが活用されている。

＜参考となる事例＞

- ・保健師が、母子健康手帳交付時から妊婦教室や乳児家庭全戸訪問事業等で保護者の信頼を得て、保育所等への入園から卒園までも保護者の気持ちに寄り添って相談を実施している（すべての研究協力機関の市）。
- ・地域子育て支援センターにおいて、親子が安心して遊べる場を提供しながら、必要に応じて発達に関する相談に応じている（すべての研究協力機関の市）。

3-(3) 保育所や幼稚園等において子どもや保護者への支援が行われている

<解説>

保育所保育指針には、「子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること（第1章 3）」との記述がある。幼稚園教育要領には、「幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること（第1章 第1）」と記述されている。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも同様の記述（第1章 第1）がある。

このように、保育所や幼稚園等では、障害のある子どもも含めて、一人一人の子どもの発達を踏まえた指導計画を作成し、必要な環境設定を行って保育を展開することを基本としている¹⁾。

作成が必要と判断された子どもについては、個別の指導計画等を作成し、必要な支援が行われている。個別の指導計画は74.5%の幼稚園で、個別の教育支援計画は64.2%の幼稚園で（文部科学省：2013年度調査）作成されている。

入園前に児童発達支援センター等を利用していた子どもについては、相談支援ファイルや個別支援計画を引き継ぎ、保育や保護者とのかかわりに活用することができる。また、乳幼児健康診査やフォローアップ教室等での子どもの様子や保護者への支援状況について、保護者同意の上で、母子保健担当者が保育所や幼稚園等に伝達している自治体もある。

入園後に特別な支援の必要性が明らかになる子どもについては、保育所や幼稚園等において、発達障害等の可能性に気づいて支援につながるような取組を行う自治体がある。例えば、入園時の家庭からの調査票と保育所や幼稚園等での行動観察結果及びチェックシートとを合わせて発達障害の可能性について検討し、保育における支援に活用している自治体や、保育所や幼稚園等での障害の気づきや個別の指導計画に作成のために、自治体内で統一したチェックリストを活用している自治体がある。

また、3-(1)にあるように、5歳児発達相談等を行う自治体がある。これは保育所や幼稚園等を会場として実施するため、相談結果を日々の保育における支援に活用しやすいものである。

保育所や幼稚園等の中に個別の指導を行う場である「幼児ことばの教室」等が設置されたり、小学校の通級指導教室において幼児の指導を行ったりしている地域がある。これらは、国としての制度ではなく、各自治体の単独事業として行われている。幼児ことばの教室では個別の指導を行いつつ、在籍する保育所や幼稚園等と連携を図っており、在籍園での生活や学びへの支援を行うことができる。

＜機能するために＞

- ・ 支援の必要な子どもの情報が、母子保健や療育機関等から、保育所や幼稚園等に適切に伝わる仕組みがあり、保育における支援に活用できる
- ・ 5歳児健診や5歳児発達相談の結果が保育に活用できる
- ・ 保育所や私立幼稚園等も含めて、市町村教育委員会が関与する
- ・ 保育所や幼稚園等において支援の必要性に気づきにつながるツールがある
- ・ 保育所や幼稚園等における支援を、小学校と共有する

＜参考となる事例＞

- ・ 5歳児相談会を行い、多職種連携によって保育所や幼稚園等における支援について検討し提案する（下関市）。
- ・ 市内の全保育所において統一したチェックリストが使用され、個別の指導計画作成に活用されている（いなべ市）。
- ・ 「幼児ことばの教室」等が設置され、支援の必要な子どもに対して個別の支援を実施し、在籍する保育所や幼稚園等と連携している（石巻市、上越市、下関市）。

＜文献＞

- 1) 国立特別支援教育総合研究所（2012）：研究1 幼稚園における支援に関する研究．専門研究B発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実地的研究－幼児教育から後期中等教育への支援の連続性－．13-35

3-（4）支援の必要な子どもが在籍する保育所や幼稚園等に対して支援が行われている

<解説>

保育所保育指針には「専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること（第4章 ウ（エ））」と記されている。幼稚園教育要領には、「特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。（第3章 第1 2(2)）」と記されている。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に同様の記述（第3章 第2 6）が見られる。これらに基づいて、保育所や幼稚園等に対して、特別支援学校のセンター的機能による支援や療育相談機関等による支援が行われている。自治体によっては、乳幼児健診の心理職等の母子保健の担当者が保育所や幼稚園等を訪問し、情報提供や助言を行っている。

幼稚園と専門機関との連携にかかわる特別支援教育コーディネーターについては、幼稚園の62.2%で指名されているが、これは小・中学校に比べてまだ少ない（文部科学省：2013年度調査）。自治体によっては、保育所も含めて特別支援教育コーディネーターの研修を実施し、人材育成を行っている。また、公立幼稚園に特別支援教育の専門性のある教諭を配置し、地域の保育所や幼稚園等（私立を含む）への巡回支援や個別相談を行っている自治体がある。

障害のある子どもを保育している公立保育所に対しては保育士の加配等が行われており、私立保育所に対しては補助金の交付が行われている。公立幼稚園には特別支援教育支援員の配置等が、私立幼稚園には補助金の交付が行われている。2012年からは「保育所等訪問支援事業」が開始され、保育所や幼稚園等の子どもや職員に対して支援を行うようになった（本事業は、小学校や特別支援学校にも適用される）。それぞれの保育所や幼稚園等では、これらを利用しながら障害のある子どもの保育の充実を目指している。しかし、これらの取組は自治体の裁量に委ねられており、自治体による差が大きい。

保育士や幼稚園教諭等が障害のある子どもへの支援に関する専門性を高める取組もなされている。保育士や幼稚園教諭等として向上すべき資質の中に特別支援教育の内容を位置づけて研修を行ったり、幼稚園教諭免許状更新講習において特別支援教育の内容を取り入れたりしている自治体や研究団体も見られる。

<機能するために>

- ・保育所・幼稚園等を支援する行政組織が一元化されている。
- ・「幼児ことばの教室」の設置や保育所等訪問支援事業の実施等、子どもや保護者への個別相談や支援が充実している。

- ・ 特別支援教育コーディネーター等、保育所や幼稚園等と地域の専門機関との連携を行う者が指名され、機能している。
- ・ 保育士や幼稚園教諭等に対して、特別支援教育に関する専門性向上のための研修が行われている。

＜参考となる事例＞

- ・ 特別支援教育に関して、市内で保育所と幼稚園の合同の研修会を継続的に実施し、特別支援学校や母子保健担当課など、子どもに関係する多様な職種との交流や情報交換を行っている（石巻市）。
- ・ 市内の幼児が多数通っている公立保育所に対して、福祉部局とともに教育委員会も一体的に支援し、就学につながるようにしている（岡谷市）。
- ・ 各区に1園ある市立幼稚園に特別支援教育の研修を受けた経験豊富な幼稚園教諭である「幼児教育支援員」を配置し、私立も含めて区内の保育所や幼稚園等への支援を行っている（札幌市）。
- ・ 保育所や幼稚園等を対象に「発達支援コーディネーター研修」を設定し、修了者は各園において、相談・療育機関や行政等との連携を行っている（横須賀市）。
- ・ 「保育者としての資質向上研修俯瞰図」を作成し、その中に特別支援教育の内容を位置づけ、研修会を実施している（全日本私立幼稚園幼児教育研究機構）。

3-（5）情報を共有化するためのツール（相談支援ファイルなど）が活用されている

<解説>

障害のある子どもの早期から一貫した支援の実現のためには、子どもや保護者とかかわる関係機関が情報共有することが必須である。情報共有のツールとしては、就学時の情報共有を目的とした文書等と、生涯にわたって活用するファイルがある。

就学時の情報共有を目的とするものとしては、保育所・幼稚園等から就学先に送られる「保育所児童保育要録」、「幼稚園幼児指導要録」、「認定こども園子ども要録」がある。例えば、「保育所児童保育要録」の記入に当たっては「子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載すること」「子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること」「保育所生活全体を通して、子どもの保育を振り返り、子どもが育ってきた過程等を十分に踏まえた上で、主に最終年度（5、6歳）における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること」とされており、「幼稚園幼児指導要録」、「認定こども園子ども要録」も同様である。これらの文書は保育所・幼稚園等での子どもの実態や支援内容を伝えるツールとして重要である。

また、保育所において個別の支援計画や幼稚園において個別の教育支援計画を作成している場合には、それらを小学校や特別支援学校に伝え、活用することも一貫した支援を実現する上で重要である。また、「就学支援シート」等の名称で就学時の情報共有を目的とする文書を作成している自治体がある。東京都狛江市では、保護者、保育所・幼稚園等と療育機関の3者が一枚のシートに子どもの実態や支援内容を記入、共有した上で教育委員会に提出するようにしている。単に文書送付にとどまらず、保育所・幼稚園が直接就学先に口頭で説明を加えながら文書を手渡している自治体も見られる。

生涯にわたって活用するファイルとしては、「相談支援ファイル」や「サポートファイル」等の名称で呼ばれるものがある。主たる作成者は、教育委員会であったり、福祉部局であったりするが、その活用においては部局を越えて、一貫した支援の実現をめざしている。内容は、子どものプロフィール、そだちの記録、思い出の写真とコメント、相談・支援機関一覧、母子健康手帳や診察券、名刺入れ等で構成されており、子どもに関する情報や必要なものがすべて収められるものとなっていることが一般的である。配付対象を特別な支援が必要な親子のみとし教育相談時に配付している自治体と、全親子を対象として母子健康手帳と同時に配布している自治体がある。また、ウェブサイトに公開し、必要な保護者がダウンロードして使用できるようにしている自治体もある。

<機能するために>

- ・相談支援ファイルが、本人及び保護者が記入しやすく、管理しやすいものである。
- ・相談支援ファイル等が地域で親子にかかわるすべての関係機関に周知されている。

- ・親子が利用する関係機関が、積極的に相談支援ファイルを活用する。
- ・特に、利用する機関を移行する際には、本人及び保護者の了解の下、十分な引き継ぎを行う。

＜参考となる事例＞

- ・就学に当たって、就学支援ファイルである「子どもたちの楽しい学校生活のために」を家庭と保育所や幼稚園が共同で作成し、面談によって入学後の支援について学校や教育委員会と相談し活用する（潟上市）。
- ・教育委員会が作成した相談支援ファイルを母子健康手帳交付時に全員に配付し、乳幼児健診や保育所・幼稚園等での相談、就学時健診でも活用している。また、小学校における個別の教育支援計画を電子データ（ＣＤ）で保護者と共有している（福岡県芦屋町）。

4. 就学相談・就学先決定に関すること

障害のある子どもの教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要である。

就学相談に関しては、就学に関する相談や保護者支援を行う、教育委員会担当者、教育・保育の担当者、保健福祉の担当者、医療担当者等は相互に密接な連携を図ることが必要となる。特に、市町村教育委員会は、本人・保護者に対し十分な情報提供をし、専門的見地からの意見を聴取した上で、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学先を決定することになる。

また、就学先決定に関しては、障害のある子どもが自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートであることから、本項では、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制作りのうち、就学相談・就学先決定に関する重視すべき内容として、以下の5つの視点で整理し、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の「教育支援資料（平成25年10月）」を参考に記述している。

- （1）障害の状態等を踏まえた総合的な視点から就学先を決定する仕組みが確立されている。
- （2）保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている。
- （3）就学時健診の目的・役割と、それまでの相談支援体制が確立している。
- （4）保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている。
- （5）就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している。

4－（１） 障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みが確立されている

<解説>

就学先決定について、市町村教育委員会は総合的な観点からその判断を行う。総合的な観点とは、障害のある児童生徒の就学に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえたものである。

就学する児童生徒の障害の状態及び本人の教育的ニーズと、学校や地域の状況等を本人・保護者に把握してもらうためには、本人・保護者への情報提供が重要になる。例えば、就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を実施し、保護者が教育相談・就学先決定の仕組みや手順について理解すること、学校見学や体験入学の機会を設けて活用し、本人・保護者が就学先の学校を知ることなどである。

また、専門的見地からの意見については、早期からの一貫した支援のために、障害のある幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて教育学、医学、心理学等の専門家や関係機関が共有し、活用していくことが求められる。例えば、保育所・幼稚園等において作成された個別の教育支援計画や、児童福祉法に基づく個別支援計画等を、小・中学校に引き継いだり、「広域特別支援連携協議会」を設置して、そこで共有して情報を生かしたりすることなどである。

なお、保護者への情報提供の際には、就学時の就学先決定において、その後の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子どもの発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができること、つまり、「学びの場」の柔軟な見直しができることを伝えることが重要である。

<機能するために>

- ・保健、医療、福祉、教育、労働等の関係各部署・機関間の連携を円滑にするためのネットワークである「広域特別支援連携協議会」を設置する。
- ・教育支援委員会（仮称）を設置し、医師や大学教員等の専門性の高い人材を配置する。
- ・就学ガイダンスを充実させ、その後の就学のための相談窓口を明示する。
- ・通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続した多様な学びの場を整備し、「学びの場」の柔軟な見直しを行うシステムを作る。

<参考となる取組>

- ・保育所の5歳児が年3回程度就学する小学校の授業参観を行っている。また、夏季休業中に小学校の教員が保育所を訪れて幼児の観察や活動のサポートを行っている（いなべ市）。

- ・市内各園の年長児の保護者に毎年6月、就学・教育相談に関するリーフレットを配布し、市ホームページにも同様の内容を掲載して周知を図っている（潟上市）。
- ・小学2年生以下の子育て家庭に配布する「子育てガイドブック」の中に、就学に関するページを作り、就学までの流れがわかるように工夫した（岡谷市）。
- ・「就学相談マニュアル」を作成して対応している。「就学相談マニュアル」には、各業務内容や判断基準についても記載している。総合的な観点については、主治医からの医療的観点からの助言、心理士からの愛着障害、適応障害に関する助言、保育士（幼稚園教諭）からの行動面・認知面に関する助言を得ている（上越市）。
- ・特別支援学級に入級した後を重視した取組を行っている。特に、自閉症・情緒障害特別支援学級に対しては、通常の学級で学ぶことを見据えて、本人への支援の手立てを確立させることを求めている（宮崎県）。

4－（２） 保護者及び専門家からの意見聴取の機会が設けられ、就学先の決定に反映されている

<解説>

学校教育法施行令第 18 条の 2 では、障害のある児童生徒の就学先通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くこととされている。

保護者からの意見聴取に当たっては、就学先および就学後の支援の内容等について説明を行った後、保護者が考える時間を十分に確保するため、できるだけ早期から就学に関する教育相談を進める必要がある。その際、十分な情報提供を行うとともに、あらかじめ家族で相談しておくことを勧めたり、すでに就学している子どもの家族に相談できる機会を設けたりするなどの取組も有効である。なお、本人の意見については保護者を通じて表出されるものと考えられるが、障害や発達の状況を踏まえつつ、別途機会を設けて本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられる。

このように合意形成のプロセスを丁寧に行い、就学先を決定していくことになるが、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見が一致する可能性もあり、市町村教育委員会が調整するためのプロセスを明確化しておくことが望ましい。そして、市町村教育委員会は、あらかじめ本人・保護者に対し、行政不服審査制度も含めた就学に関する情報提供を行っておくことも必要である。

また、教育学、医学、心理学等の専門家からの意見をもとに就学先の検討をすることが必要であり、これら関係者が出席する「教育支援委員会（仮称）」では、情報が十分に共有されていることが望ましい。

そして、学校教育法施行令第 18 条の 2 及び障害者基本法第 16 条の 2 に基づき、保護者の意見、専門家からの意見を十分に反映させた就学先決定でなければならない。

<機能するために>

- ・保護者が早期から専門家と教育相談することができるシステムがある。
- ・5歳児健康診断、できれば3歳児健康診断へ教育部局が関与する。
- ・教育支援委員会（仮称）を設置し、関係者間での情報の共有がなされる。
- ・幼稚園や保育所等への学校教育関係者の巡回相談がある。
- ・早期から就学後までつなげるコーディネーターがいる。

<参考となる取組>

- ・就学先やふさわしい支援の在り方について検討するに際し、保護者の同意を得て、対象となる子どもの主治医との面談を実施している。（岡谷市）

- ・福祉部局である発達支援課と教育委員会が連携し、保育所や各家庭を巡回する保健師の情報を共有して就学先決定及び子ども支援に活用している（いなべ市）。
- ・こども保健課と学校教育課の共催による5歳児相談会を実施し、相談会のカンファレンスで得られた専門家（医師、臨床心理士等）の意見を参考にして、就学相談につなげている（下関市）。
- ・就学前年の6月、8月に就学相談や教育相談を実施している。相談については、必要に応じて医師、大学教授、心理士等にも参加してもらっている（上越市）。

4－（３） 就学時健診の目的・役割と、それまでの相談支援体制が確立している

<解説>

学校保健安全法に基づいて行われる就学時健康診断は、就学予定者の心身の状況を把握し、就学に当たって、治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、就学義務の猶予もしくは免除又は特別支援学校への就学等に関し適切な措置をとることを目的としている。

就学時の健康診断及びその結果に基づく事後措置は、小学校入学前の適切な就学先を決定するための最終的な情報収集の機会となる。このため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等で障害の状態等が明確になっていない幼児、また認定こども園・幼稚園・保育所等への通園歴のない幼児については、就学時健康診断及びその結果に基づく事後措置に慎重を期することが求められる。

学齢簿が作成された後に行われる就学時健康診断において、そこで初めて就学予定者に障害があつて特別な教育的ニーズがあることが判明した場合、就学先決定に関する保護者との合意形成を図る期間が限られてしまうことも考えられる。このため、母子保健法に基づく「乳幼児健康診査」及び「母子訪問指導事業」、児童福祉法に基づく「乳児家庭全戸訪問事業」等で疾病や障害などある幼児の早期発見に努めて相談につなげ、就学時健診の前に行われる学籍簿の作成までの段階における各般の準備（早期からの相談指導体制の充実等）が極めて重要となる。市町村教育委員会には、早期からの相談支援を行う等、十分な時間を確保して特別な支援が必要な子どもを把握することが求められる。

<機能するために>

- ・就学前の早期から就学時まで母子と関わる支援者がいる。
- ・認定こども園・幼稚園・保育所における子どもの情報を、市町村教育委員会、学校等に提供する仕組みがある。
- ・障害の状態と地域や学校の状態等を踏まえ、就学先を判断する自治体の仕組みがある。

<参考となる取組>

- ・市内全園でチェックリストを使った「5歳児発達確認」を年2回行い、5月の結果で作成した支援計画による指導で成長した姿を10月に保護者と確認して就学時健康診断を迎えている（いなべ市）。
- ・健康面、発達面の検査を実施し、結果について保護者に情報提供している。意思疎通、集団参加、対人関係等で就学後の適応が心配な子どもについては、保護者と相談している。就学時健診前に心配な子どもについては、幼・保等と小学校で情報交換を実施している（上越市）。

4－（４） 保育所、幼稚園等の支援を小学校につなげる就学支援シートなどが活用されている

<解説>

早期からの一貫した支援のためには、障害のある幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し、活用していくことが求められる。これら成長記録や指導内容等について、認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関が個別の支援計画やそれに類似した計画を作成・活用している場合は、既存の類似した計画等の関係資料を、早期からの一貫性や一貫性が高く関係機関等の間の情報共有が容易なファイル（「相談支援ファイル」等）の形でとりまとめ、適宜就学に関する情報を累加し、学校を含めた関係諸機関で共有することが望まれる。

相談支援ファイル、就学支援シート等の内容としては、子どもの障害や発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等が考えられる。

就学支援シート等は作成することが目的ではなく、障害のある幼児児童生徒の教育的支援に役立てるものである。したがって、関係者間での情報共有、意見交換の場での活用は欠かせない。このため、情報をつなげる機会を組織的に作り出していくことが求められる。

就学移行期に作成される就学支援シート等は、就学後の個別の教育支援計画につながるものとして、保護者を含めた関係者間で、その子どもに対して長期展望に立った指導や支援の方針や方向性に対する共通理解を得ながら作成することが必要である。

<機能するために>

- ・就学支援シート等をもとにして、児童が学校生活に慣れてきた５・６月に就学前の機関と小学校とで話し合う機会の設定がある。
- ・認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校へ伝える情報の内容（項目）を、自治体が整理するシステムがある。
- ・保護者が母子手帳と同じような感覚で受け取り活用できる、子どもの発達の記録として就学支援シート等がある。
- ・保育所・幼稚園等は小学校に個別の教育支援計画や個別の指導計画があることを、また、小学校は就学前の幼児に就学支援シート等があることを理解し、相互の資料の接続を考えて作成し、就学後の支援にも活用できる資料にする。

<参考となる取組>

- ・就学後の支援につなげる「引継のための連絡票」と「直接の引継ぎ」を活用した連携

体制を作り、市内の小学校 81 校すべてに対して、年 2 回、訪問相談を行ってフォローアップ等を実施している（船橋市）。

- 就学時に引き継ぎの必要な児童についてはプレ支援シートを活用している（岡谷市）。
- 学校が作成している「情報引き継ぎシート」を用いて、幼稚園や保育園等から気になる子どもについては、聞き取りで情報を収集している（他の子どもは、保育要録等）（上越市）。

４－（５） 就学に関する保護者への情報提供などの支援体制が充実している

<解説>

就学先の決定においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成をすることになる。合意形成を図るには、そのプロセスでの就学に関するガイダンスや就学相談が丁寧になされ、本人・保護者に十分な情報提供が行われていることが重要である。そのための体制整備が求められる。障害のある子どもの就学先決定には、教育委員会担当者、教育・保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者がかかわることとなるので、これら関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となる。ここで留意すべき点は、関係諸機関の役割を保護者に周知することはもちろんだが、相談先のことで保護者が迷ったり、繰り返し異なる機関に出向いたり、各機関の対応によって誤解を生じさせたりすることのないようにすることである。また、これまでの就学指導中心の内容を見直し、早期からの支援・教育相談を就学時、そして就学後につなげる継続的な教育支援の取組とすることが求められる。就学先が決定した後も支援を続け、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を柔軟に変更ができるように支援していく必要がある。

<機能するために>

- ・就学に関する説明会では、障害のある子どもの就学に関して、障害のない子どもの保護者に対して行う。
- ・年長児の保護者だけでなく年中・年少の保護者も就学に関する情報を聴く機会がある。
- ・子どものライフステージを見通して各種情報を的確に保護者に伝えることができる支援者がいる。

<参考となる取組>

- ・福祉部局である健康こども部と教育委員会事務局の併任発令をして、子ども支援に関する会議等の開催を円滑にし、「途切れのない子ども支援」を進めている（いなべ市）。
- ・子ども総合相談センターを中心に、就学前から学齢期終了後まで本人と保護者を支える取組を行っている。健康福祉部と教育部の連携により、日常的に情報共有や協働が図られ、定期的な連絡会や将来的な構想に関する検討会等も実施している（岡谷市）。
- ・特別支援学校や特別支援学級在籍児童の保護者が、「就学相談の間や就学後の気持ちを話す会」を開催している（上越市）。
- ・エリアコーディネーターが保育所・幼稚園等からの依頼を受けて、保護者に対し「小学校入学に向けて準備すること」という題で講演を行っている（宮崎県）。

5. 各学校における合理的配慮・基礎的環境整備への支援の取組に関すること

インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための「合理的配慮」とその基礎となる環境整備、すなわち「基礎的環境整備」は重要な概念である。初等中等教育分科会報告（2012）によれば、「合理的配慮」は、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義される。また、国、都道府県、市町村、及び学校がそれぞれの立場から合理的配慮の基礎となる教育環境の整備を行っており、これらを「基礎的環境整備」としている。「合理的配慮」の充実を図るうえで、この「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。

初等中等教育分科会報告（2012）は、「子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う」特別支援教育の視点から教育を進めていくことにより、「障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる」と述べている。また、『基礎的環境整備』を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である」とされる。このように、学校の「基礎的環境整備」の充実によって恩恵を受けるのは、障害のある子どものみではなく、すべての子どもである、という認識が重要である。

学校において障害のある子どもに提供される「合理的配慮」の充実、及びそれを可能にするための学校レベルの「基礎的環境整備」の充実を図るに当たって、学校の設置者である市町村の「基礎的環境整備に果たす役割は大変大きい。

ここでは、学校における合理的配慮・基礎的環境整備への取組を市町村が支援する体制づくりに関して、以下の5つの内容で整理している。

- （1）合理的配慮の充実を図るために計画的に基礎的環境整備がなされている。
- （2）地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。
- （3）地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。
- （4）地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。
- （5）専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。
- （6）地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

５－（１）合理的配慮の充実を図る基礎となる環境整備が計画的に行われている。

<解説>

「合理的配慮」は、学校教育において、障害のある子どもに対し、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて個別に提供されるものである。その充実のためには、国、都道府県、市町村、学校がそれぞれの立場から、「合理的配慮の基礎となる環境整備」を行うことが重要となる。「合理的配慮」、「基礎的環境整備」は新しい概念ではあるが、内容的にはすでに各学校において工夫され実施されている事柄も多い。都道府県、市町村においては、まず、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」の概念や具体についての理解を深め、現在の教育環境の整備の現状を「基礎的環境整備」という観点から見直したうえで、各学校において障害のある子ども一人一人への「合理的配慮」の充実が図りやすいよう必要な支援を行うことが大きな役割となる。

市町村において、「基礎的環境整備」の充実を図るためには、それを市町村の教育プラン等に位置づけ、「〇年計画」等のビジョンや目標を関係者で共有することが必要である。また、それらのビジョンの実現や目標達成のためには、計画的な予算確保や整備の実施が欠かせない。このように、市町村には、ビジョンを教育現場で具体化し、効果的に機能させることを計画的に行うことが求められる。

また、教育の現場で発生するニーズを把握することは常に必要であり、場合によっては計画の修正が必要となることもあろう。教育現場と行政が密接に連携した対応が求められる。

<機能するために>

- ・市町村が基礎的環境整備をビジョンとして位置づけ、計画と予算化を行う。そのため、教育委員会等からの広報活動が重要である。
- ・ビジョンを教育現場で具体化し、また教育現場のニーズを行政に反映させるため、教育関係者と行政関係者の連携協議会等を行う。
- ・合理的配慮、基礎的環境整備について行政関係者、学校現場レベルで理解を深めるための取組を行う。
- ・合理的配慮が記載された個別の指導計画を集約し、個別のニーズから教育環境整備を実施する。

<参考となる取組>

- ・県レベルでの「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート事業の下に、各校内支援体制の充実とそれらをつなぐ一貫した地域支援体制の構築を図っている。事業については市町村へ理解啓発等を行い円滑な実施を目指すと共に、関係行政機関の代表者レベルの協議会と、具体的な推進を行う現場レベルの協議会を開催している（宮崎県）。

- ・教育保健福祉労働などの部局間が連携し、「チャイルドサポートシステム」として、総合的に市レベルの基礎的環境整備を行っている。また、教育委員会は各学校の実践研究会等に深く関わり、現場の実践から必要なことを行政に反映させている（いなべ市）。
- ・学校のケース会議で検討し提供した合理的配慮を『合理的配慮一覧』にして、個別の指導計画に挟み込み、継続して支援できるようにしている。また、そのような取組を積極的に市内の学校に紹介している（潟上市）。
- ・市あるいは小・中学校で保有する検査用具、関連図書、教材等のデータベース化を行い、整備状況だけでなく有効利用のノウハウも共有している（岡谷市）。
- ・学校における基礎的環境整備として、授業のルール作りや学習のユニバーサルデザインを推進する取組を、市として進めている（岡谷市、いなべ市）。

５－（２）地域において、支援を必要とする子どもを把握し支援をつなぐ体制が確立している。

<解説>

インクルーシブ教育システムを推進する上で、特別支援教育は、障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて途切れのない支援を行うことを理念とするものである。市町村においては、教育委員会と首長部局との連携を密にして、教育委員会や学校と関係機関が情報を共有するなどの連携が円滑に図られる必要がある。

支援の必要な子ども一人一人についてその支援をつなぐために、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校等、学校間において情報を共有する仕組みづくりが重要である。また、個別の教育支援計画等は「つなぐ」役割を果たすツールであり、その活用を推進することが必要である。支援の質を担保するために、市町村内で共通したツールの活用も有効である。

子どもによっては、小学校入学後に特別な支援が必要になってくる場合がある。また、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どももいる。さらに、通常の学級から、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等、適切な教育の場の見直しが必要になるケースもある。学校や教師が支援の必要な子どもに気づき、そのニーズを把握して適切な指導や支援を行うプロセスについて、市町村として学校を支援することが必要である。

<機能するために>

- ・市町村においては、関係部局・機関間の連携を円滑にするためのネットワークとして、「特別支援連携協議会」を設置することが必要である。子どもの支援をつなぐために、連携が円滑に図られる体制を確立する。
- ・子どもの状態の変化に対し適切に実態を把握し、観点を共有する手段を設定する（行動面に関するチェックリストや、学力調査等による学力面でのニーズの把握等）。

<参考となる取組>

- ・早期支援に関して、教育委員会と子育て支援課、健康推進課との打合せ会を設定し、すべての小学校、中学校に校務分掌として小中連携主任を設置し定期的な情報交換を行っている（石巻市）。
- ・小学校間・中学校間、また中学校区を一つの単位として、小中合同の授業研究会を設置している。ここでは、小・中学校間で共通した授業のルール作りを行い、継続した学習支援が行えるようにしている。また、科学的な調査に基づく子どもの状況把握のために、学力検査に加えて「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」を市の

予算で年2回実施し、子どもの学校生活への意欲や満足度に関する教員の気付きを促すとともに、気になる子どもへの支援の充実を図っている（いなべ市）。

- ・「岡谷市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会」を設置し、特別支援教育の推進を全体の取組として行っている。LD 等通級指導教室の設置を踏まえて、チェックリストの活用による子どもの客観的なニーズを把握している（岡谷市）。
- ・支援の必要な子どもを把握するために、年2回、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握調査」を実施しており、その結果を踏まえて、各校の校内委員会で巡回相談を受ける児童生徒を検討している。また、エリア、ブロック制を敷きスクールクラスターを形成し、地域の中で支援をつなぐ体制を確立している（上越市）。
- ・年度初めに全小・中学校を対象に「特別支援教育に関する状況調査」を行い、個別の教育支援計画等を作成した人数、幼・保からの引き継ぎ、中学校への引き継ぎの有無、担当者と引き継ぎ内容等を把握している（下関市）。
- ・特別支援学校の特別支援教育チーフコーディネーター及びエリアの拠点校ごとにエリアコーディネーターを配置し、学校の巡回支援の内容の共有を行っている（宮崎県）。

５－（３）地域において、校内委員会、校内支援体制を支援する体制が確立している。

<解説>

文部科学省の平成 25 年度特別支援教育体制整備状況調査によれば、全体的に体制整備が進んできており、とりわけ公立の小・中学校では、「校内委員会の設置」や「特別支援教育コーディネーターの指名」等の基礎的な校内支援体制はほぼ整備されている。初等中等教育分科会報告（2012）では、基礎的環境整備として、幼稚園、高等学校、国・私立学校における特別支援教育の体制整備を一層進める必要性が指摘されるとともに、公立の小・中学校における「専門性のある教員の活用、指導方針の共有化、チームによる指導等」の具体的な取組の充実が課題として挙げられている。具体的な取組の内容は、地域や学校間で大小の差があると考えられ、その「質」が問われている状況にあるといえる。今後、校内支援体制を実質的に機能させるためには、市町村教育委員会が、校内委員会のメンバー構成や運営方法、実態把握の方法や進め方、特別支援教育コーディネーターの役割や活動内容などに関するモデル的な取組や指針を示すことが重要である。

また、小・中学校等において、校内だけでは十分に対応できない場合には、専門性の高い外部組織による助言や支援が必要となるが、当然ながら 1 校当たりの年間利用回数には限度がある。したがって、市町村の教育資源等の実情を踏まえて、校内で支援できるレベルの問題と、外部専門家の支援が必要なレベルの問題が整理され、それが各校で共有されていることが重要である。併せて、基礎的環境整備として、各地域において、巡回相談や特別支援学校のセンター的機能などのシステムを無理なく継続的に活用できるような仕組みを構築することが重要である。

<機能するために>

- ・校長のリーダーシップの下、学校全体として校内支援体制を充実させることが重要であるため、市町村教育委員会が行う管理職の研修会において、特別支援教育の理解啓発を促す。
- ・市町村において、子どもの実態把握のために必要な調査や心理検査等に必要な予算を確保する。
- ・特別支援教育コーディネーターによる継続した支援や学校における専門性確保のためには、コーディネーターの複数指名が重要であるため、そのための予算を確保する。
- ・特別支援教育コーディネーター間の情報共有を促進するための連絡会議等を充実させる。

<参考となる取組>

- ・複数の校内組織を設け、教職員間で共通理解を深めながら合理的配慮の充実を図っている学校の取組など、校内委員会を活用したよい事例等については、市の校長会で積極的に紹介している（潟上市）。
- ・支援の必要な子どもを把握するために、年間２回、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握調査」を実施しており、その結果を踏まえて、各校の校内委員会で巡回相談を受ける児童生徒を検討している（上越市）。
- ・科学的な調査に基づく子どもの状況把握のために、学力検査に加えて「楽しい学校生活を送るためのアンケートＱ－Ｕ」を市の予算で年２回実施し、子どもの学校生活への意欲や満足度に関する教員の気づきを促すとともに、気になる子どもへの支援の充実を図っている（いなべ市）。
- ・各校において特別支援教育コーディネーターを複数配置するとともに、連絡会や研修会を充実させている。また、教員に加えて保護者や子ども総合相談センター職員等の関係者が出席する個別支援会議を数多く開催しており、特別な教育的ニーズのある子どもへの支援の充実を図っている。加えて、その機会を利用して、同センターの職員が学校内の支援体制が十分に機能するよう助言を行っている（岡谷市）。
- ・各地区で特別支援教育コーディネーター連絡協議会を立ち上げ、障害のある子どもの事例検討等をとおして、合理的配慮の検討を行っている（石巻市）。

５－（４）地域において、個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用されている。

<解説>

「個別指導計画」は、学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に
応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した
指導計画であり、これに対して、「個別の教育支援計画」は、在学中のみならず乳幼児期
から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育、保健、医療、福祉、労働
等の関係機関が連携協力して支援するためのツールとなるものである。市町村教育委員
会においてはこれらの役割を理解し、それぞれの計画が目的とする機能を発揮できるよ
うな活用の仕方を推進することが望まれる。

合理的配慮は、本人、保護者、教育委員会、学校間が可能な限り合意形成を図ったう
えで決定するものであるが、個別の教育支援計画、個別の指導計画にはそれらの合理的
配慮を書き込むことが望ましい。これらの計画に基づいて、教育現場において子ども一
人一人のニーズに応じた合理的配慮が提供されることになる。

個別の教育支援計画は、教育と保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携協力して
支援するためのツールとなるものであるが、障害のある子どもが多様な学びの場を柔軟
に活用して学ぶ際には、市町村の機関と地域資源として県の機関の連携が必要となる場
合もある。個別の教育支援計画にはそのような対応についても記述され、関係者が了解
したうえで、計画に基づいた支援を行うことが求められる。個別の指導計画については、
特別支援学校、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、必要の
ある場合は作成されるケースが増えてきている。教員が個別の指導計画を適切に作成し
活用するための、更なる仕組み作りや専門性の向上を支援する必要がある。

<機能するために>

- ・サポートファイル等、情報を共有する仕組み（保健、医療、福祉、労働等）が、個別
の教育支援計画と結びついている。
- ・乳幼児期より就学までの支援計画、また、就学後の個別の指導計画、個別の教育支援
計画のフォーマットが市町村内で共通であるなど、共有しやすい仕組みができている。
- ・本人、保護者、教育委員会、学校間で合意形成のプロセスについての覚書き等がある。
- ・小・中学校において個別の指導計画を作成し活用する手引きや研修等がある（通常の
学級用を含む）。
- ・チームで個別の指導計画を作成する仕組み（通常の学級担任が個別の指導計画を作成
し、自立活動部分については通級の担任と話し合っ作成する等）を提案する。
- ・個別の教育支援計画には地域資源の活用や、将来的なニーズの変化への対応などに
ついて記載されている。

＜参考となる取組＞

- ・サポートファイルを活用して教育、保健、福祉、医療等が情報を共有している（いなべ市）。
- ・幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校への繋ぎとして就学支援シートの作成と引き継ぎを行っている（岡谷市）。
- ・小・中学校の要請に応じて、県の「専門家・支援チーム」が巡回相談を行うシステムがあり、その中で個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と評価に関する支援も行われている（潟上市）。
- ・学校のケース会議で検討し提供した合理的配慮を『合理的配慮一覧』にして、個別の指導計画に挟み込み、継続して支援できるようにしている。そのような取組を市内小・中学校の要請に応じて、県の「専門家・支援チーム」が巡回相談を行うシステムがあり、その中で個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と評価に関する支援も行われている（潟上市）。

５－（５）専門職員、支援員等の人材が配置され、積極的に活用されている。

<解説>

インクルーシブ教育システムの構築を推進し、各学校における合理的配慮、基礎的環境の整備を支援するために、次のような取組が重要となる。まず、専門職員（合理的配慮協力員、看護師等）や支援員を計画的に子どもの実態や教育的ニーズに応じて必要なところに適切に配置することが重要であり、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する専門家や、臨床心理士または臨床発達心理士等の心理学の専門家（スクールカウンセラー等）や、スクールソーシャルワーカー等の教員以外の専門家も活用した巡回相談等により、合理的配慮や基礎的環境整備の検討や円滑な実施を促すことができるだろう。また、これらの高い専門性のある職員や特別支援教育に関わる指導的な教員が学校を超えて力を発揮できる仕組みを整えて行くことも必要である。さらに、合理的配慮の実施や基礎的環境の整備に当たり、支援員の役割を明確にすることが重要である。学校組織として、地域として、地方自治体として、専門性を高め、また維持し続けるためには、専門的な人材の育成について、地方自治体が戦略的な計画を立てておくことが重要である。

<機能するために>

- ・学校長等の管理職が、専門家等による学校支援のしくみ（例えば専門家による巡回相談等の市町村の事業内容やしくみ）を理解し積極的に活用できるような周知活動をする。
- ・年度途中であっても実態やニーズに応じての人材配置（予算体制）ができる。
- ・市町村教育委員会において、調整・マネジメント担当の指導主事等の役割を設ける。
- ・支援員の勤務について教職員との打ち合せの時間も考慮した雇用を市町村で検討する。
- ・支援員の研修や、専門職員の確保や人材育成、人事異動を計画的に行う。

<参考となる取組>

- ・子どもの障害等から必要とされる学校には市の予算で看護師が配置されている（潟上市）。
- ・市の広報や教職員向けパンフレットに特別支援教育や事業内容、支援システムの説明を掲載し、周知活動を行っている（潟上市）（白川町）。
- ・秋田県では、教科指導や特別支援教育における指導的な教員を「教育専門監」として任命し、各市町村での教員研修（授業研究、コンサルテーション等）を行っており、潟上市においてもこれを活用している（潟上市）。
- ・「発達障害対策監」という役職を教育委員会内に設け、就学前から小・中学校までにわたる支援の調整やコンサルテーションを担っている。現発達障害対策監は、特別支援

教育の専門性も併せ持つ元校長で、学校マネジメントに関わるコンサルテーションも行っている（白川町）。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用したり、元特別支援学校教員で学校心理士等の専門資格を持つ者を合理的配慮協力員として雇用したりして、合理的な配慮の充実を図っている（潟上市）。
- ・ 支援員の研修の機会を設け、各校を巡回しながら適切なサポートのあり方について助言を行っている（岡谷市）。
- ・ 幼小中高の拠点校からエリアコーディネーターが市町村を超えた支援を行っている。また、後継者を育成の意図もあって、拠点校のエリアコーディネーターと特別支援学校のセンター的機能を統括するチーフコーディネーターの二人体制で巡回支援を行っている。また、「特別支援教育コーディネーターステックアップ上級研修」を実施し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターやエリアコーディネーターの人材育成を行っている（宮崎県）。

５－（６）地域において、特別支援学級、通級による指導が積極的に活用されている。

＜解説＞

文部科学省の調査によると、平成 15 年度から平成 25 年度までの 10 年間で、特別支援学級在籍者数は約 2.0 倍（平成 25 年度 174,881 名）、通級による指導を受けている児童生徒数は約 2.3 倍（平成 25 年度 77,882 名）に増加しており、全国的にその活用が進んでいることが推察される。こうした状況において、特別支援学級や通級による指導の担当教員は、校内における特別支援教育の中心的な役割を果たすとともに、地域における特別支援教育の重要な担い手として期待されている。地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮が期待されている特別支援学校は、必ずしも各地域にバランス良く設置されているわけではないため、初等中等教育分科会報告（2012）では、「各市町村の小・中学校に設置されている特別支援学級をその市町村における特別支援教育のセンターとして、必要に応じ、特別支援学校のセンター的機能に類する役割を持たせることも考えられる」と述べられている。

このように特別支援学級や通級による指導への期待が大きくなってきている一方で、担当教員の専門性の向上が喫緊の課題とされている。例えば、平成 25 年度の小・中学校の特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率は 30.5%で、特別支援学校の教員の保有率 71.5%と比べて低い。今後は、特別支援学級や通級による指導の担当教員への研修の充実に加えて、特別支援学校との人事交流等により特別支援教育の中核となる教員を養成したり、障害のある子どもの教育的ニーズや学校の状況に応じて柔軟に専門性の高い教員を各学校に配置したりするなどの人事上の配慮を行うことも基礎的環境整備として重要である（中央教育審議会初等中等教育分科会、2012）。

＜機能するために＞

- ・各市町村の実情や児童生徒の実態に応じて、通級指導教室の設置場所（特別支援教育センターや特別支援学校への設置など）や通級による指導の実施形態（巡回による指導など）を工夫する。
- ・地域における特別支援教育の充実に向けて、都道府県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、特別支援学級や通級による指導の担当教員と特別支援学校の地域支援担当教員が、それぞれの役割を共通理解したり、様々な情報を共有したりすることができる仕組みを構築する。
- ・特別支援学校や小・中学校間の人事交流を積極的に行い、学校としての特別支援教育の専門性確保に努める。

＜参考となる取組＞

- ・巡回相談の組織として、市内3つのエリア毎に巡回相談員を配置している。各エリアの巡回相談員の構成は、通級による指導担当教員が1～2名、その他に小学校から4～5名、中学校から1名の教員（特別支援学級担当教員等）を配置している。加えて、特別支援学校のセンター的機能を活用して、特別支援学校の教員1名を相談員として配置している。このように、各エリアにおいて、特別支援学級や通級による指導の担当教員が有する特別支援教育の専門性を効果的に活用するシステムが整備されている（上越市）。
- ・通級による指導の担当教員が、「地域コーディネーター」として園・学校関係者の相談支援も担っている（下関市）。
- ・地域に通級指導教室が少ないため、他の市町村から通級している児童も多く、また、通級による指導担当教員は、要請があれば出張して、他校の保護者の相談にも対応している（潟上市）。
- ・市教育センター内に、中学校のLD等通級指導教室と市の適応指導教室があり、教員や指導主事、教育相談員等が連携しながら指導の充実を図っている（弘前市）。

6. 地域資源の活用による教育の充実に関すること

特別な支援が必要と考えられる子どもへの教育においては、学級や学校のみで指導や支援が実施・完結するのではなく、各学校が地域資源の積極的な活用によって、充実を図ることが望ましい。本項では、活用する主体を学校として整理し、対象となる子どもについては学齢期を想定している。

これまでの検討の結果、様々な地域資源が考えられたが、代表的なものとして、以下の5つの内容で整理をしている。

- (1) 交流及び共同学習（学校内交流、学校間交流、居住地交流、副次的な籍の活用等）のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。
- (2) 学校間連携等の域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。
- (3) 専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。
- (4) 特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。
- (5) 市町村と都道府県レベル等の広域での連携体制が確立されている。

6-(1) 交流及び共同学習のねらいが双方の指導計画や授業計画等に明記され、積極的に実施されている。

<解説>

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領では、各学校において、障害のある子どもとない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示され、交流及び共同学習について組織的・計画的に行うよう配慮することとされている。また、障害者の権利に関する条約においても、障害者を包容する教育制度を確保するよう求められている。

特別支援学校と幼稚園・小学校・中学校・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。なお、特別支援学校や特別支援学級を設置している学校における交流及び共同学習は必ず実施していくべきであるが、特別支援学級を設置していない学校においても、交流及び共同学習以外の形であっても何らかの形で、共生社会の形成に向けた障害者理解を推進していく必要がある。

交流及び共同学習を進めるに当たっては、学校内の交流及び共同学習、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる学校間の交流及び共同学習、又は居住地校交流など、どの取組においても、双方の学級及び学校において教育課程に位置づけたり、年間指導計画を作成したり、授業計画の中に具体的なねらいを位置づけたりするなど、交流及び共同学習の計画的・組織的な推進が必要である。その際、学校間の交流及び共同学習や居住地校交流においては、関係する都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等との連携が重要である。

特別支援学校における、居住地校との交流及び共同学習は、障害のある子どもが、居住地の小・中学校等の子ども等とともに学習し交流することで地域とのつながりを持つことができることから、引き続きこれを進めていく必要がある。一部の自治体で実施している居住地校に副次的な籍を置くことについては、居住地域との結びつきを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある。

<機能するために>

- ・設置者の教育振興計画等において、交流及び共同学習の推進に関する取組が位置づけられている。
- ・学校経営方針等で、交流及び共同学習に関する取組を位置づけるなど、組織的・計画的に進めて行くための計画がある。
- ・交流及び共同学習のための支援員や合理的配慮協力員を活用する。

- ・居住地校の学級名簿等に、特別支援学校の児童生徒の氏名を記載する等、居住地校交流における副次的な籍の取扱いを工夫する。
- ・交流及び共同学習の対象となる学校の児童生徒及び保護者、及び関係する教職員の趣旨理解のために理解啓発を行う。
- ・実際の活動内容や役割分担等について事前学習を行い、障害の特性やその子どもの個性についての理解を進めるなど、バリアを生まない取組の工夫を行う。

＜参考となる取組＞

- ・特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍である「副籍」をもち、交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度を設けている（東京都）。
- ・障害のある児童生徒が、必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に籍を置く「支援籍」の制度を設けている（埼玉県）。
- ・特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うために、特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒の居住地を通学区域（学区）とする小・中学校を「副学籍校」として指定する仕組みを設けている（横浜市）。
- ・特別支援学校に学籍を置く児童生徒が、居住地区の小・中学校に二次的な籍を置くことができる「副学籍」の制度がある（岡谷市や軽井沢町、生坂村など長野県内の市町村の一部）。
- ・特別支援教育施設として共同実習所を設置するとともに、及び職業教育の強化と社会性の育成を図ることを目的とした作業的な学習に取り組んでいる（石巻市）。
- ・特別支援学校の全小・中学部での居住地校交流を実施している（宮崎県）。

6-（2）学校間連携等の域内の教育資源の組合せにより教育の充実が図られている。

<解説>

地域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

その際、前述の交流及び共同学習の推進や後述する特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的である。さらに、特別支援学校は都道府県教育委員会に設置義務があり、小・中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、両者の連携の円滑化を図るための仕組みを検討していく必要がある。なお、通学の利便性の向上のため、特別支援学校の分教室を設置するなど、特別支援教育の地域化を推進している都道府県もある。今後こうした例を地域の状況等を考慮しながら広め、多様な学びの場の設定、域内の教育資源の組合せ、柔軟な「学びの場」の見直しなどの仕組みの構築を目指すことが重要である。

特別支援学校の教員による巡回相談等、小・中学校等と特別支援学校との連携が重要である。特別支援学校も加えた形で地域の特別支援教育の支援体制を「面」として作っていくことが必要である。

特別支援学校を分校、分教室の形で、小・中・高等学校内や小・中・高等学校に隣接又は併設して設置するなど、地域バランスを考慮して、都道府県内に特別支援学校を設置していくことも方策の一つとして考えられる。子どもの移動時間を考えると、分校、分教室の方が指導を充実できる可能性もある。また、交流及び共同学習も実施が容易になり、双方の子どものみならず双方の教員にも良い影響を与える。さらに、小学校に設置している特別支援学校の分教室で、当該小学校のみならず周辺の学校に対して支援を行っている例もある。

各市町村の小・中学校に設置されている特別支援学級をその市町村における特別支援教育のセンターとして、必要に応じ、特別支援学校のセンター的機能に類する役割を持たせることも考えられる。

<機能するために>

- ・他校通級を活用する。
- ・小・中連携や中学校単位のブロックに対して特別支援学校がかかわる。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭を複数配置する。
- ・各学校の課題に対応可能な校医がいる。

- ・特別支援教育コーディネーターの役割の明確化し、教育委員会にコーディネーターを総括する役割がある。
- ・活用可能な地域の教育資源に関して理解啓発をする。
- ・研究授業や研究会、研修を充実させ、特に通常の学級の教職員による理解を促進する。
- ・特別支援学級の合同授業を行ったり、特別支援教育担当者連絡会等を組織する。
- ・支援を必要する子どもに資源が行き渡るように、地理的にアクセス可能な範囲での活用可能な教育資源の整備をするとともに、難しい場合には巡回システムや ICT を活用した支援等を行う。
- ・病院に入院した際、病院に併設されている学校、或いは病院内に設けられた学校や学級に転校等と在籍していた学校における転学手続の運用等の柔軟化を図る。

＜参考となる取組＞

- ・通常の学級の子どもと特別支援学級の子どもは、発達障害通級で支援、特別支援学級の子どもと学校教育施行令第 22 条の 3 に該当する子どもは特別支援学校で対応、困難があると判断された子どもは臨時チームで対応し、支援する担当の役割の明確化を図っている（上越市）。
- ・中学校区で域内の教育資源を縦と横で密に連携させる工夫をしている（芦屋市、弘前市、いなべ市）。
- ・小・中学校の拠点校のエリアコーディネーターによる授業支援を行っている（宮崎県）。
- ・三つの次元でスクールクラスターを整理した上で、体制の整備を行っている（芦屋市）。
- ・教職員以外の療育センターの専門家の活用も含めたシステム化を図っている（横浜市）。

6-（3）専門家チームや巡回相談員等の相談支援がいつでも受けられる体制が確立している。

<解説>

各学校・園にとって、特別な支援を必要とする子どもへの教育活動を行うに当たり、必要なときに専門的な知見からの相談・支援が受けられる体制が整備されていることは重要なことである。そのために、都道府県や区市町村の教育センター等の相談機能の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実とともに、専門家チームや巡回相談の充実・整備も重要である。

専門家チームは各学校・園からの要請に応じて、発達障害を含む障害の判断や望ましい教育的対応を示すため、教育委員会の職員、特別支援学校の教員、特別支援学級や通級指導教室の教員、通常の学級の教員、心理学の専門家、医師などで構成される組織で、都道府県が設置しているほか、教育事務所管内ごとや市町村で設置している場合もある。役割としては、上記のほか、保護者や本人への説明、校内研修への支援等も考えられる。

巡回相談員は、発達障害を含む障害に関する専門的な知識や経験を有する者が委嘱され、各学校・園からの派遣依頼に応じて訪問し、当該の教員に、指導内容や方法等について助言を行う。他に、授業場面の観察、子どもの実態把握への助言、校内支援体制づくりへの助言、個別の指導計画の作成への協力、専門家チームと学校間のつなぎ等を行うことも考えられる。巡回相談員は、専門家チームとの連携を図りながら、各学校・園への支援を行う必要がある。

専門家チームや巡回相談が機能するために、学校等、活用する側においては、外部からのサポートを活用することの校内での共通理解を図ること、巡回相談等の必要性を検討する場や連絡・依頼体制の確立など、巡回相談等を活用するための体制の整備が重要である。

<機能するために>

- ・行政が、専門家チームや巡回相談の趣旨、活用例などを学校・園に示している。
- ・学校や園のニーズ（求められる支援や人材）を把握する方法や場が確立している。
- ・専門性のある人材が確保されており、その情報が学校・園に提供されている。
- ・必要なときに支援につながりやすくなるための、学校間や学校と行政の間での連絡会がある。
- ・どのようなときに、どこに連絡すればよいかの情報が整理されている。

<参考となる取組>

- ・県の巡回相談、県子ども・女性・障害者相談センターの活用のほか、精神科医による訪問診断を活用している（和歌山市）。

- ・子ども総合相談センターに専門カウンセラーを配置し、予約制でのカウンセリング相談を実施し、地域の子どもや保護者、教員と面接し、悩みや課題を聴きとり、必要なケアや助言を行う（岡谷市）。
- ・各校に年間複数回の巡回相談を実施し、子どもへの支援に関する助言のほか、校内委員会に参加し、学校全体の特別支援教育の意識を高める取組を行っている（船橋市）。

6-（4）特別支援学校のセンター的機能が積極的に活用されている。

<解説>

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある子ども等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある子ども等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、前述の域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある子ども等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。その際に、市区町村教育委員会との役割分担を念頭に、協力体制を構築することが重要である。加えて、特別支援学校のセンター的機能を支援する仕組みを各都道府県等において整備することが必要である。

各都道府県等に設置されている、特別支援教育センターや教育センターの特別支援教育部門、各特別支援学校をネットワーク化し、域内の特別支援教育をバックアップする体制をつくりだすことが大切である。また、今後、義務教育段階に留まらず、保育所や幼稚園段階、高等学校段階における特別支援教育を推進するため、センター的機能の充実に資するような教員配置の在り方について、積極的に検討していく必要がある。

特別支援学校がセンター的機能を果たすためには、域内のどこからでもアクセスしやすい場所に設置されることが望ましい。また、現存の特別支援学校についても、ICT の活用等により、センター的機能を一層発揮するための環境整備を実施していくことが望ましい。

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

特別支援学校における教育の一層の充実のため、教育内容・方法、教材・教具等についての特別支援学校間の連携を強めることも必要である。視覚障害、聴覚障害等のための特別支援学校については、一都道府県当たりの設置している学校数が少ないことから、広域による連携が考えられる。

<機能するために>

- ・センター的機能を実施するための特別支援学校側での校内体制の充実化を図る（例：授業担當時数の調整等）。
- ・センター的機能を活用するための小・中学校側の校内体制の整備を図る。

- ・センター的機能を実施する人材確保と担当者の専門性の確保を図る。
- ・視覚障害教育、聴覚障害教育の専門家の育成を図る。
- ・市区町村と都道府県との連携や、学校長間の連携を図るとともに、センター機能を活用するための教育委員会等での窓口の一本化を図る。
- ・センター的機能に関して理解啓発を行うとともに、利用手続きの簡素化を図る。
- ・旅費等の必要経費の確保を図る。
- ・特別支援学校間での支援内容や支援地域に関する調整を行うとともに、担当者間の連絡会を設置する。
- ・市区町村の教育推進計画等にセンター的機能活用について位置づける。

＜参考となる取組＞

- ・通級による指導の担当者等がセンター的役割を発揮している（潟上市）。
- ・中学校の教員の支援要請内容に応じて、授業参観後に個別フィードバックを行う（船橋市）。
- ・特別支援学校教員が就学に関する検査を担当したり、市専門家チームの巡回相談員をしたり、乳幼児健診及び就学時健診の就学支援コーディネーターとして取り組んだりしている（安房市）。
- ・特別支援学校（聴覚障害）の専門性を生かした相談窓口とした「そだちとまなびの支援センター」を設定している（弘前市）。
- ・特別支援学校間で、支援対象の小・中学校について調整をしている（川崎市）。

6-（5）市町村と都道府県レベル等の広域での支援体制が確立されている。

<解説>

特別な支援を必要とする子どもへの教育活動において、園・学校と市町村の連携が機能し、必要に応じて園・学校へのサポートが機能する体制が整備されていることは重要であるが、市町村のみでは対応が困難な場合もある。このような点からも、市町村と都道府県レベルでの支援体制が確立されていることは必要なことである。

市町村と都道府県の役割を整理するとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実、通級指導教室担当教員や支援員の充実、都道府県と市町村の連絡組織の確立、特別支援学校のない地域に対する支援体制の充実、人事交流による人材確保、特別支援連携協議会の充実、都道府県の事業と市町村の事業の関連づけ等の取組も重要と考えられる。

<機能するために>

- ・都道府県と市町村をつなぐシステムが整備されている。
- ・連絡会議等による連携体制が確立されている。
- ・専門性の高い人材が確保されている。
- ・管理職同士の連携が図られている。
- ・都道府県と市町村の共同事業が行われている。

<参考となる取組>

- ・県教育委員会と協働し、市立小・中学校における特別支援教育モデル運営協議会（通級指導教室の効果的な運用についてのモデル的な取組）を県と共催して進めている（岡谷市）。
- ・市の相談支援チームが学校と関係機関との連携を図りながら、必要に応じて、県の特別支援学級等指導員、県立特別支援学校教員による巡回相談などにつなぐ取組を行っている（弘前市）。
- ・県教育委員会が示した特別支援学校等の地域資源と対応エリアに基づき、センター的機能を活用する体制を整えている（下関市）。
- ・域内の県立特別支援学校のセンター的機能により、地区の各市町村の関係機関が連携協議する組織が確立されている（秋田県）。
- ・県全域を7つのエリアに分割した上で、エリアの実情に応じた支援体制（エリアサポート体制）を構築している（宮崎県）。

7. 教育の専門性に関すること

インクルーシブ教育システム構築に当たり、教員が、一人一人の子どもの人格と個性を尊重し合い、多様性を認め合うことが求められている。こうした基本的姿勢を教員が身につけていることが、特別支援教育の推進と共に共生社会の形成の実現に寄与すると想定されている。

その上で教員の専門性を高めることが求められており、特別支援教育に関する専門性ととともに合理的配慮や基礎的環境整備といったインクルーシブ教育システムに関連する内容についても知識を得ることが必要である。そのための方法として、県や市町村が開催する研修や校内研修など、学ぶ機会の拡充が求められている。

また、専門性の高い教員等を効果的に配置することで、地域全体のインクルーシブ教育推進にもつながると考える。

そこで、本項に関して代表的なものとして、以下の3つの内容で整理している。

- (1) 教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。
- (2) 専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。
- (3) 専門職員、支援員等の採用を含み、教職員人事が効果的に配置されている。

7－（１）教育の専門性に関する方針・方策が明確にされている。

<解説>

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）では、インクルーシブ教育システム構築のために、「就学相談・就学先決定の在り方」「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備の充実」「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上」の必要性及び重要性について言及している。

上記のうちで教育の専門性については、すべての学校関係者は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが求められている。国立特別支援教育総合研究所（2013）では、中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）の報告等をもとにインクルーシブ教育システムの構築及び推進に向け、学校関係者に求められる専門性の内容を検討した。その結果、すべての教員に求められる教育の専門性の基本は、「集団形成（学級づくり）」「学習指導（授業づくり）」「生徒指導」であるが、インクルーシブ教育システム構築のためには、これら3つに「特別支援教育に関する知識・技能の活用」「教職員および関係者の連携・協働」「共生社会の形成に関する意識」の要素を含めることが必要であると示された。「特別支援教育に関する知識・技能の活用」について、障害のある子ども等が多様な学びの場で子どもの状態に応じた教育を実践する場合、特別支援教育で取り組んできた一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の提供が求められる。「教職員および関係者の連携・協働」について、インクルーシブ教育システム構築に向けて組織で取り組むことが一層重要とされる。身につけた知識や技能を学級づくりや授業づくりに生かすだけでなく、校内外の関係者が連携・協働して指導・支援を行うことが求められる。「共生社会の形成に関する意識」について、教員のみならず、すべての人が共生社会の形成の意識をもつ必要がある。教員には一人一人の子どもの人格と個性を尊重し合い、多様性を認め合うことを意識することが求められ、すべての教員はインクルーシブ教育システム構築に当たり、これらの能力が必要であることを認識することが重要である。

すべての教員が上段で示した能力を身につけることによって、特別支援教育を着実に推進していくと共に共生社会の形成の実現に向けて、インクルーシブ教育システム構築への寄与が想定される。

<機能するために>

- ・すべての教員が有する教育の専門性として、「集団形成（学級づくり）」、「学習指導（授業づくり）」、「生徒指導」が求められる。
- ・特別支援教育に関する知識・技能を活用させていくことが求められる。
- ・教員は身につけた知識や技能を自分の学級づくりや授業づくりに生かすだけでなく、校内外の関係者と連携・協働していくことが重要である。

- ・様々な子どもたちと関わる教員は、相互に人格と個性を尊重し合い、多様性を認め合うことが必要とされる。

＜参考となる取組＞

- ・管理職、通常の学級担任、特別支援学級担任、通級による指導の担当者、特別支援教育支援員のそれぞれに必要な専門性の向上を目指し、県と市の教育委員会で主催する研修会の対象や内容を分けて、それぞれの役割を明確にしている（下関市）。
- ・市内にある県立特別支援学校や大学から講師を招聘して、研修会を開催したり、巡回相談・就学指導委員会での助言を求めたりするなどして、地域における教育資源を活用し、専門性の向上を図っている（上越市）。

＜文献＞

- ・国立特別支援教育総合研究所（2013）専門研究 A 重点推進研究・中期特定研究「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（平成 23 年度～24 年度）」（研究代表 澤田真弓）

7－（２）専門性向上のための教職員の研修体制が確立されている。

<解説>

初等中等教育分科会報告（2012）では、インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められることが述べられている。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることからこの分野の研修は必須である。これらのことは、教員養成段階で身につけることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図ることが重要である。

①研修体制の確立

現職教員に対する研修体制をどのように構築していくかは、授業のある時間は研修を受けることができないことから、学校の休業日である土日や夏季・冬季などの休業期間を有効に活用する工夫も必要になる。研修実施の主体は、都道府県立の学校であれば都道府県が実施し、市町村立の学校の場合は、市町村が実施主体となるが、講師招聘や研修内容によっては、都道府県が主催して、管轄下の市町村が参加する手だてなどを、連携を図りながら行う必要も生じてくる。政令指定都市、中核都市、私立学校などの研修についても、その内容と必要な連携策を図る必要がある。連携策等を考慮する観点として次のア～エに示す。

ア すべての教員に必要な研修の計画

研修会が計画的に実施されるよう、年次計画の中ですべての教員の研修が必ず行われるよう立案・実施のプランニングをおこなう。

イ 教員の研修ニーズに応じた研修内容

教員の経験年数や免許の教科、学校種によって、必要とする研修内容に違いが出てくる。通常の学級の担任が、特別支援学級の担任になった場合には新たな研修ニーズとして取り上げることが必要となる。

ウ 教員免許に絡む悉皆研修としての認定講習の実施

現在所有している教員免許状をもとに、新たな領域の免許を取得する場合は、認定講習の制度を活用して新しい教科・障害種の教員免許状の取得することになる。都道府県教育委員会において、必要な教員免許状を取得する認定講習会の計画的な開催が重要となる。認定講習会の開催においては、講師陣として大学等との連携、受講者を募る上では市区町村等の連携が必要となる。

エ 教育現場における校内研修の機能

学校教育では、教育現場における研修も重要である。先輩教員の助言や外部専門家の招聘により、目の前の児童生徒に直結した指導・支援の検討とそのことに関する研修は重要である。校外研修だけでなく、校内研修会は、放課後の時間を使うなど、時間的、地理的、経費的に有効な研修形態といえる。

②インクルーシブ教育システム構築に関する研修

「インクルーシブ教育システム構築」に関する研修は、日本の教育分野の中では、どの教育関係者にとっても、新しい内容の研修会となる。そのため、行政区分として都道府県レベルでの悉皆研修を展開していくことが不可欠となる。平成 26 年 1 月の「障害者の権利に関する条約の批准」と、平成 28 年 4 月 1 日から施行される障害者差別解消法においては、学校教育においても、障害者である児童生徒への差別禁止の理解が必要なこと、また、「合理的配慮の否定は差別につながる」ことに対する必要な研修を行う必要がある。

合理的配慮は新しい概念であり、合理的配慮の正しい理解は、インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で極めて重要なことになる。

都道府県内のすべての教職員に対して行う研修方法としては、学校管理職が行う研修、各学校の代表者が研修を受け、それを校内研修で伝達して行う研修(いわゆる伝達講習)、各都道府県市町村の教育センター等のウェブ配信による研修などの方法が現実的である。このほかにも、リーフレットによる資料作成し、保護者の方々にも、インクルーシブ教育システム構築の理解啓発も重要な領域となる。

＜機能するために＞

- ・研修内容の検討と研修者のニーズを把握し、研修のプランニングを行う。
- ・認定講習や更新講習を受講する。
- ・外部の専門家等の活用により校内研修を充実させる。
- ・都道府県と市区町村が連携を取り研修を行う。
- ・学校内での伝達講習を確実に行う。
- ・都道府県市区町村は、研修内容等についてウェブ配信やリーフレットを活用する。
- ・「インクルーシブ教育システム構築」に関することを保護者へ理解啓発する。

＜参考となる取組＞

- ・文部科学省のモデル事業（センター的機能充実事業）による特別支援学校からの専門職員の派遣を活用している（船橋市）。
- ・圏域の 6 市町村で、幼保、学校、行政、地域が一体となり諏訪地区特別支援教育コーディネーター等連絡協議会を開催し、初級・中級・上級と連続的なプログラムで養成研修講座を実施している（岡谷市）。
- ・市特別支援教育コーディネーター連絡会にミニ講座（ビジョントレーニング、教室環境の工夫等）を取り入れ、授業のユニバーサルデザイン化を視野に入れ、学びあいと改善を行っている（岡谷市）。
- ・管理職、教育補助員、介護員、支援員、就学相談、巡回相談員、特別支援学校教員向け研修、授業のユニバーサルデザイン化、特別支援教育研修を行っている（上越市）。

7ー(3) 専門職員、支援員等の採用を含み、教職員人事が効果的に配置されている。

＜解説＞

特殊教育から特別支援教育への転換により、特別支援教育コーディネーターの指名や、地方交付税措置による特別支援教育支援員等が小・中学校等を中心に配置されてきた。これは、小・中学校の中に、約 6.5%の特別な支援を必要とする児童生徒が学習していることに対応するために、特別支援教育への制度改正の中で行われた施策の動きである。このことにより、確実に小・中学校で学習する発達障害のある児童生徒へ学習の充実が進んできている。また、特別支援学校のセンター的機能が位置づけられ、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターと連携が行われるようになった。特別支援教育コーディネーターは、医療・福祉等の関係機関と連携して、児童生徒等の支援の役割を担うため、その専門性が継承されるように、例えば、上級のコーディネーター研修などを行うことで、地域・エリアの中核を担う特別支援教育コーディネーターを養成し、専門性が継承されるシステムを構築することも重要である。

文部科学省では、平成 25 年度から、インクルーシブ教育システム構築モデル事業に取り組んでおり、その中では「合理的配慮協力員」という新たな専門職員の必要性和その機能の検討を行っている。インクルーシブ教育システムでは、発達障害のある児童生徒だけでなく、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する児童生徒も総合的な判断に基づいて、小・中学校に就学・進学してくることになり、そこでは、「合理的配慮」を実際に機能させていく専門家が必要と考えられている。障害のある児童生徒の指導方法だけでなく、教育課程、教材、バリアフリーの検討、学習内容の変更・調整というように、障害のある児童生徒の合理的配慮と、教育環境としての基礎的環境整備についても、それらを学校現場で実際に整えていく専門家が求められている。これまでの特別支援教育を一層深め進展させることと、現行制度を踏まえてインクルーシブ教育システムを構築に寄与できる人材が必要になってきている。

＜機能するために＞

- ・ 人事配置や専門性ある人材育成の方針（特別支援教育支援員・特別支援教育コーディネーター・合理的配慮協力員等）を立案し実行する。
- ・ 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級等の多様な学びの場における専門性ある人材の人事交流により、それぞれの教育の場の専門性を確保する。
- ・ インクルーシブ教育システム構築に関係して、地域の支援者の養成を行う。

＜参考となる取組＞

- ・ 特別支援学級初担任や特別支援教育コーディネーター初担当者の研修を行っている。

県内の各市教育委員会でも指導力向上を目指して、特別支援教育研修会を実施している（宮崎県）。

- ・ エリア拠点校にエリアコーディネーターを務めることができる高い専門性と指導力を有する教員を配置している。また、特別支援教育コーディネーターステップアップ上級研修を実施し、次のチーフコーディネーターやエリアコーディネーターになり得る人材を育成している（宮崎県）。
- ・ 幼保園長と年長担任を対象に、障害者保育検討委員会主催の研修会を開催し、子ども総合相談センター相談員から、特別支援教育、就学の流れや具体的資料作成、医療機関との連携、保護者との関係づくりなどの情報提供を行っている（岡谷市）。

8 社会基盤の形成に関すること

インクルーシブ教育システム構築を推進するには、学校教育における取組を充実させると同時に、障害のある人にとっても自ら選択や決定をし、あらゆる活動に参加できるような社会基盤を形成していくことが重要である。

社会基盤の形成に当たっては、障害理解の推進が重要であり、共生社会の形成に向けた共通理解の推進が求められる。理解啓発を効果的に推進するためには、自治体の基本計画などに位置づけることが大切であり、そのうえで、保護者や本人には、出生から医療、福祉・療育、教育、労働とさまざまな機会を利用して、理解啓発への取組を行うことが望まれる。また、地域住民への働きかけが大切であり、障害や障害のある人への理解のみならず、同じ地域に住む障害のある児童生徒についても理解が進むような取組が実施されることが望まれる。

また、出生から義務教育段階までは、福祉機関や教育機関などの連携も進み、サポート体制が整ってきているが、義務教育を終えた障害のある人を支える体制はまだ整っていないとはいえない。就労に向けた支援や、適切なサポートが受けやすいシステム作りなど、障害のある人が社会参加しやすいよう関係機関の整備と連携を進めていくことも、今後の社会基盤の形成には必要である。

ここでは、本項に関して代表的なものとして、以下の3つの内容で整理している。

- (1) 地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。
- (2) 生涯にわたりいつでもサポートの受けられる体制が確立されている。
- (3) 自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

８－（１）地域住民に対する理解啓発の取組が実施されている。

＜解説＞

初等中等教育分科会報告（2012）では、理解推進の重要性について「特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である」と述べている。また、共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、社会的な機運を醸成していく必要性、学校教育において共生社会の形成に向けた理解の促進を図る必要性についても言及している。「合理的配慮」を決定するに当たっては、「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」を挙げ、地域に対して理解啓発を図るための活動を行うべきことも記述している。

インクルーシブ教育システムの構築や共生社会の形成に資する障害者理解を推進する取組は、学校や教育委員会のみで行えるものではなく、首長部局が行うさまざまな取組との連携が必要となる。また、自治体の基本計画、障害者施策の中に位置づけることも重要である。

障害者理解には、障害特性と障害に応じて必要となる配慮など障害全般に関することへの理解、同じ地域で暮らす障害のある児童生徒とその家族に関する理解、そして、人々のもつ障害観と障害に関する問題意識の理解などもある。障害全般に関する理解を促進し、インクルーシブ教育システムが効果的かつ円滑に機能するためのシステムや制度を整えていくと同時に、共に暮らす障害のある児童生徒の特性等について、地域コミュニティの中で理解を深め、その児童生徒や家族が生活しやすくなるような理解啓発の取組を実施していくことも大切である。

学校や教育委員会は、「児童生徒への教育活動」や「保護者や地域住民の理解啓発のための取組」などにおいて、積極的に理解啓発に取り組むことが望まれる。学校の教育活動の中で、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ経験を重ねることは、子どもだけでなく教員にとっても障害に関する理解を促進する機会となる。また、親になる前の世代（例えば、高校生等）を対象にした理解啓発授業を行い、障害のある子どもの早期支援の大切さなどを学ぶ取組なども考えられる。学校評議員制度・コミュニティースクールなどの制度や、学校がボランティア等で地域の人材を活用する仕組み、学校公開などを活用することは、地域住民の理解を広める機会になると考えられる。保健・福祉機関等と連携し、出生届の受理、健診等、出生時からさまざまな機会を捉え、保護者に対して理解啓発を行う取組なども期待される。

＜機能するために＞

- ・地域に開かれた学校として、コミュニティースクール、学校図書館などの学校施設の開放、運動会・式典等への地域住民の参加を積極的に促す。

- ・町内会長、自治会長など地域のリーダー、町内会、婦人会（女性会）、青年団（青年会）等、地域に根づいた団体の協力など地域のコミュニティを機能させる。
- ・首長部局との連携、リーフレット等、理解啓発資料を作成・配布する。
- ・自治体が基本計画や障害者施策の中へ理解啓発の推進を位置づける。
- ・サポートファイル等を広く配布し、地域における普及を図る。
- ・学校卒業後の地域への引き継ぎをスムーズにするため、個別の指導計画と個別の教育支援計画を接続させる。

＜参考となる取組＞

- ・出生届受理の際に、全員にサポートファイルを配布している（三条市）。
- ・通級指導教室のパンフレットを作成、保健所、発達障害者支援センター、大学の小児成育医療支援室に配布、小・中学校の新1年生の全保護者に配布している。5歳児は各家庭に「生活状況調査票」を配布、記入後回収している（和歌山市）。
- ・県が研修会で育成した講師を派遣し、県作成のテキストを使って行うサポーター養成講座により、発達障害のある人や家族を支える「発達障がい者サポーター」を養成する「発達障がい者サポーター養成事業」をPTAの勉強会等で活用している（長野県）。
- ・モデル事業の対象校の取組を、市の広報誌で紹介している（潟上市）。
- ・広報誌で、特別支援教育に関する充実した特集を組んでいる（岡谷市）。
- ・「市特別支援教育研究連盟（市教研）」が、各地域の行事に積極的に参加する等（例：公民館の文化祭で販売会、地域の行事に参加、和太鼓の発表等）、地域とのつながりを大切にしている（船橋市）。
- ・次世代の親となる高校生を対象に、障害の理解や障害の受容、障害のあるなしにかかわらずに共に地域に暮らすことなどについて、障害者団体等の関係者による講話などを取り入れた授業等を行う「次世代ペアレント授業」を実施している（宮崎県）。

8－（２）生涯にわたり必要なサポートが受けられる体制が確立されている。

<解説>

共生社会では、障害のある人もない人も社会の一員として、自ら選択・決定することができ、あらゆる社会の活動に加わることができるような社会基盤をつくることが求められる。そのためには、機関間の連携により、幼少期からの支援の情報が引き継がれる仕組み、自分で判断することが難しい人を支援する仕組み、地域で生活するため就労や生活環境を支援する仕組みを充実させていくことが必要である。また、災害や犯罪にあった時に障害のある人が困らないよう、街全体でセーフティーネットを充実させることも望まれる。

必要なサポートを受けるに当たり、受けられる内容や申し込み窓口の情報がわかりやすく提供されることは大切である。教育・福祉・医療機関や交番など地域にある様々な資源をマップにまとめ、本人や保護者のみならず、関係するすべての機関に配布・共有することが提案される。また、相談支援ファイルの活用にあたっては、乳幼児期からの発達や支援状況に関する情報をはじめ、生涯にわたり活用できるものであるため、配布方法を検討し、障害の診断を受ける前の段階においても活用しやすいような工夫が期待される。

さらに、サポート体制の充実と維持のためには、専門性の高い職員の育成も必要であり、将来的な人材確保を視野に入れた研修内容・研修方法を検討することが求められる。また、医療・福祉・教育の職員が合同で参加できる研修会を企画することで、他領域の職員とのネットワークを作ることが期待される。

共生社会を目指すには、組織的なサポート体制の確立のみならず、保護者会、学校、親の会等の障害者関係団体、NPO、ボランティア等を活用して生活を充実させるとともに、身近な人に相談のできる環境を作ることでも必要であり、地域コミュニティの基盤作りを進めることも求められる。

<機能するために>

- ・領域を超えた機関のネットワークを作る。
- ・相談支援ファイルが効果的に活用できるよう引き継ぎ方法を検討する。
- ・将来的な人材確保を視野に入れ研修を実施する。
- ・コミュニティを利用し生活の場の充実を図る。

<参考となる取組>

- ・義務教育終了後を見据え、スクールソーシャルワーカーと家庭相談担当がペアで母子面談を実施している。また、子ども総合相談センターが就学前と義務教育終了後の相談を引き継ぐ役割を担っている（岡谷市）。

8－（３）自立と社会参加に向けた就労支援の仕組みがある。

<解説>

障害のある人の自立と社会参加を推進するには、生活環境の充実と共に就労の機会を広げられるよう整備を図ることが必要である。就労をすることは生きる基盤を得るだけでなく、社会参加をしているという意識を持つために重要な要素である。そのため、障害者基本計画には、雇用・就労について総合的な支援施策を推進するため「保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進」、障害のある人が働く力を付けられるよう「雇用への移行を進める支援策」や「障害者の職業能力開発」の充実、障害を理由とした差別が行われないよう「雇用の場における障害者の人権の擁護」が掲げられている。これらの計画を推進するため、障害のある人の雇用の場の拡大、さらに、持てる能力を十分に発揮できるよう、障害特性に応じた職域の拡大が求められる。障害特性によっては、長時間の勤務が身体的負担となったり、対人コミュニケーションを求められることが精神的な負担となったりする場合もある。そのため、就労時間の短縮や調整といった就業形態の工夫、配置の工夫、就労者同士のコミュニケーション支援、ジョブコーチの活用、ITを活用した仕事の促進など働きやすい環境整備や調整も期待される。

また、学校では、就労や社会参加を見通して教育目標を考えること、キャリア教育に関する指導を行うこと、卒後の社会参加に関する情報を提供すること、職業教育に関する学習の機会が確保されることも求められる。進路担当者においては、就労の機会を充実させるため、都道府県の労働部門・労働センター、ハローワーク、発達障害者支援センター、地域活動センター、就労系障害福祉サービスを行っている事業所とのネットワークづくりも大切な役割である。

<機能するために>

- ・障害のある人の雇用の場や職域を拡大させる。
- ・障害特性に応じた雇用形態や就業形態を促進させる。
- ・学校と就労関係機関がネットワークづくりに取り組む。

<参考となる取組>

- ・卒後の就労支援に若者サポートステーションを活用している（上越市）。
- ・市の保健福祉センター内に「障がい者相談」と県の「障がい者就業・生活支援センター」が設置されており、就労支援等の拠点となっている（芦屋市）。
- ・エリア連携協議会のメンバーである障害者就業・生活支援センター所長が関係機関との連携を図っている。また、エリアサポート体制の拠点校を高等学校に置いている（宮崎県）。